

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写)

2020年8月7日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合墨田支
執行委員長 小島
東京都墨田区東向島2-11-13
電話 03-3614-3806
Fax 03-3614-3808

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものであります。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があったにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されどものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていいます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるこ。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるこ。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月7日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合調布
執行委員長 佐藤
東京都調布市深大寺元町1-15
電話 042-484-0505
Fax 042-484-0524

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の自安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があったにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1,013円(2019年度)では、年間1,800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会(日建連)などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに1,500円」を求めていきます。審議会に対し、東京で2020年10月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるここと。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるここと。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月7日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合

執行委員長 伊藤 賢

東京都新宿区北新宿4-33-9 新建ビル

電話 03-3362-2161

Fax 03-3362-2289

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものであります。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があったにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されたものとはいえません。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入しかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求ること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていました。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求ること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求ること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。
- 5 最低生計費調査（東京地評 2019 年 12 月 18 日発表）では、新宿区に 20 代青年が一人で暮らすには月給 26 万円、時給 1750 円が必要です。現行どおりの 1031 円では、東京の新宿区ではまったく暮らすことはできません。生活実態を勘案し、現行水準からの引き上げを求ること。

以上

2020年8月7日

東京労働局
局長 土田 浩史 殿

東京民医労働医会文部
執行委員長 原田伸夫
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-9

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月7日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京民医連労働組合 健生会支部
支部執行委員長 加藤 徹

〒190-0014 立川市緑町4-4
立川北日郵便局ビル1F

電話 042- [REDACTED]

FAX 042- [REDACTED]

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充すべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月7日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京民医労働医会支部
代々木分会
執行委員長 吉川 彰人
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-9

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出していました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月7日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京地方医療労働組合

執行委員長 嘉

東京都台東区

日本医療労働会館 6階

電話 03-3872-7191

FAX 03-3876-3173

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闇が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闇共闇会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月7日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京民医連労働組合

病体生理研究会

執行委員長 中澤

東京都板橋区大谷口上町 2-26

電話

FAX

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月11日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京民医連労働組合

中央執行委員長 西鉢

東京都台東区入谷

日本医療労働会館 6階

電話 03-3872-7191

FAX 03-3876-3173

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たらに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月11日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 宮崎 透
東京都羽村市小作台5-21
電話：042-555-527
Fax：042-555-527

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るもので

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働くても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていきます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるこ。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるこ。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月11日

東京労働局長

土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合北支部

執行委員長 渡辺 勝二

東京都北区王子

電話 03-

Fax 03-

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るもので

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があったにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに1500円」を求めていました。審議会に対し、東京で2020年10月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月11日

東京労働局

労働局長 土田 浩史 殿

文京区労働組合総連合

議長 鈴木 勝

(所在地、連絡先別紙)

東京地方最低賃金審議会の答申に対する異議申し立て

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、東京における地域別最低賃金の時間額について、「引き上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が妥当」との答申を示しました。審議は労使間の隔たりが大きく、労働者側委員の強い反対にもかかわらず多数決で確認されました。

私たち文京区労働組合総連合（以下：文京労連）は、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し立てます。

第1に、現在の最低賃金時間額1013円では、憲法25条の生存権の規定、「健康で文化的な最低限の生活」が保てません。

第2に、文京労連加盟の単組の企業内最低賃金は、東京の最低賃金と同額か少し上回るだけの金額です。ここ数年の最低賃金引き上げに合わせて、企業内最低賃金が引き上げられています。

第3に、文京労連加盟単組の公務、郵政、教育、医療、介護などの労働者の多くは、最低賃金水準すれすれで働いています。今新型コロナ感染症が流行するなか、感染を恐れながら長時間労働も厭わず懸命に働き、医療、公務、教育など社会的ネットワークを支えています。

第4に、中小企業の支払い能力問題では、新型コロナ感染症の大流行で多くの企業が経営危機に陥っていますが、それは政府がこれまできちんと中小企業経営を支える支援をしてこなかった上に、国や東京都が「補償なき自粛」を強要したのが原因です。

諸外国の中小企業に対する支援は、フランス2兆2500億円、韓国で9800億円、アメリカで8800億円に対して、日本は87億円と、余りにも貧弱です。また、最低賃金を「支払い能力」とリンクしている国は日本以外にはありません。

労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金はこの規定にかなう水準に引き上げるべきであり、「引き上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が妥当」という東京地方最低賃金審議会の答申は認められません。東京春闇共闘が掲げる私たちの要求「全国一律で時給1500円以上を求める」立場から、意見陳述も含め再審議を行い最低賃金時間額の上積みを求めます。

以上

2020年8月11日

東京労働局長

土田 浩史 殿

氏名／小澤 [REDACTED]

住所／埼玉県入間市 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の答申が、引上げ額ゼロ円の「現行どおり」とされたことに厳重に抗議します。今年度は1500円に近づけるため大幅に引上げるべきであると考えます。

2、理由

私の周りには、最低賃金ぎりぎりで長く働いている仲間や、ここ数年で最低賃金近辺に近づいた仲間が数多くいます。能力も意欲もありながら、たまたま採用難で、非正規への就職や、支払い能力のキビシイ零細企業に入らざるをえなかつた仲間や、首切りでやむなくそうした企業へ再就職せざるをえなかつた仲間が多くいます。

現在の1013円では暮らせません。私達の仲間が実施した極めて抑えた生計費調査でも1500以上が必要だと出ました。

こうした労働者にどんな展望を示せるかが、最低賃金の引き上げ答申に現れるべきです。

今回の答申は、これに逆行し、こうした労働者に、大変苦しい生活を強いるものであり、数多くの仲間に展望を失わせることとなります。

労働者は、誰でも、いつでも、どこで働くとも、憲法25条に基づく生活ができるように、最低賃金を1500円以上に引き上げるべきですので、貴審議会で改めて再検討して頂きたくお願いします。

以上

2020年8月11日

東京労働局長

土田 浩史 殿

全労連・全国一般東京地本一般合

PUC分会 分会長

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の答申が、引上げ額ゼロ円の「現行どおり」とされたことに厳重に抗議する。現行の1013円を大幅に引上げ、今年度は1500円に出来るだけ近づけるべきである。

2、理由

新型コロナ感染拡大の中でも、国民生活に直結している医療、保育、介護等のエッセンシャルワーカーの頑張りが、社会全体を支えている中で、その最先端を担っているのが年収200万円以下で働く非正規労働者やその周辺賃金の正社員である。

これらの労働者は、新自由主義により格差と貧困が拡大している被害者層である。新自由主義によって最も犠牲となってきた層がコロナ禍の下でも最も犠牲を負わされようとしている。

今年の最低賃金引き上げは、この観点に立って大幅な引き上げが検討されるべきであり、これらの労働者も社会的な評価の下、最低賃金引き上げに大きな期待を抱いて働いていた。

こうした期待を裏切る今回の答申は不適切なものであり、東京都最低賃金専門部会の労働者側委員全員が本審における「現行どおり」の採決を辞退したことにも端的に表れている。

中小企業経営の苦境を最賃引き上げ抑制の理由にしていることも短絡的である。もともと最賃の引き上げには中小企業への諸外国並みの支援と大企業との不公正取引の改善が必要なことは明白であり、この点を改善することは最賃答申の重要なファクターである。

東京労働局としては、再度本審を開き、行政の責任として大幅に最賃を引上げ、東京で働く労働者の最低生活保障の改善を図っていただきたい。

以上

連絡先:

TEL

2020年8月12日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合荒川支部
執行委員長 津田宗久
東京都荒川区荒川6-1-3
電話 03-3892-
Fax 03-3892-

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていきます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月12日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
執行委員長 矢吹 一幸
東京都八王子市台町2-11-2
電話 042-624-4632
Fax 042-624-4691

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働くても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隔々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていいます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるここと。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるここと。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月12日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京女子医科大学労働

執行委員長 米山

東京都新宿区河田町8-1

電話 03-3357-3785

FAX 03-3357-3785

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

東京労働局長
土田 浩史 殿

2020年8月12日

JMITU東京地方本部

執行委員長 川口 英晴

東京都北区滝野川3-3-1

電話 03(5961)5601

FAX 03(5961)5603

2020年・東京最賃審議会答申への異議申出書

2020年の東京地方最低賃金審議会の「現行どおり」の答申について異議を申し述べます。

東京都の最低賃金は過去3年間の引上げ額の平均は27円です。この27円という額は、一般的な企業の労働時間を考慮すると、月額4,400円、年額53,000円となります。また、22歳の学卒者が60歳定年を迎えるまでの年数を考えた場合、約200万円にもなります。たった一回最低賃金の引上げを据え置いたことによる損失がそれだけ大きなものになるのです。

このような事を申し述べても、「引上げ額が約束されたものではない」と一蹴されるかもしれません。しかし、ここ数年從来よりも引上げ額が増えているのは、最低賃金を賃金の基礎としているパートタイマーや非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金に大きな格差があることを是正しなければならないという“社会的な要請”があると言えます。本年4月には「パート・有期雇用労働法」と同一労働同一賃金ガイドラインの適用がスタートしました。政府もようやく「日本から非正規という言葉をなくす」といいはじめました。

それだけ社会の流れが「均等待遇」に向かう中、最低賃金を賃金の基礎としている低賃金の労働者からすれば、少なくともここ数年と同様の最低賃金引上げに対する明確な“期待”があつたのです。

東京春闘共闘会議を中心とした「東京都の最低生計費調査」では、25万円程度の収入がないと「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができないという結果となっています。これは、時給で約1,600円なので、今の東京都の最低賃金と大きな格差があります。

コロナ禍で経済が大きな打撃を受けているから最低賃金を据え置くべきと財界団体が声高に叫んでいました。しかし、裏返してみれば、それは労働者にしわ寄せをすることにほかなりません。

少子高齢化の中で、労働力不足が深刻になっている状況が中小・零細企業の多くで顕在化しています。低賃金のまま将来設計を描けない若者が増えているのが実態です。そのことを最低賃金審議会が後押しするようなことがあってはなりません。地方の最賃審議会には、独自に地方最賃を決め答申する裁量があるはずです。企業の利益を生み出すのは労働者の力なしにはありえません。

最後に、日本の未来をつくる若者たちが、①将来に希望を持てるようにすること、②安心して結婚ができる、子育ての心配がないようにすること。これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

以上

2020年8月12日

東京労働局長

土田 浩史 殿

全労連・全国一般東京地本

執行委員長

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会が「現行どおり」で引上げゼロとされたことに異議を申し出る。人間らしい生活には最低限時給1500円は必要であるとの調査結果に基づき、労働局として現行の1013円を大幅に引上げる決断を行うこと。

2、理由

新型コロナ感染拡大の中でも、国民生活に直結している医療、保育、介護、清掃、交通、流通、飲食をはじめ、水道・電気・ガスなどの生活インフラや公共交通サービス分野などは毎日職場に出続けなければならない。そしてその最先端を担っているのが年収200万円以下で働く非正規労働者やその周辺賃金の正社員である。不特定多数と毎日接触する職場に立たされながら、収入を得るために体調が悪くても休めなかつたり、ぎりぎりの人手のため、休んでいる人が呼び出されるという事態も起きている。テレワークで働き生活が維持できるのは一握りの層の話であり、その人たちの分の危険を誰が代わりに担っているのかと言えば、新自由主義で拡大された格差と貧困の被害者層である。国や自治体の検査体制が不十分で医療機関も絶対的不足の状況の中、罹患の恐怖と闘いながら職場に立ち続けている。新自由主義によって最も犠牲となってきた層がコロナ禍の下でも最も犠牲を負わされようとしている。

この先数年継続すると言われている新型コロナウイルスの時代に、行政が国民生活の最低限保障（ナショナル・ミニマム）の観点に立ち、労働者・国民の生活が成り立ち、安心して働け、充分な医療を受けられる政治経済体制へと転換することが急がれている。今年の最低賃金引き上げも又この観点に立って大幅な引き上げが検討されるべきである。

中小企業の苦境は、大企業との不公正取引が主な原因であり、この点にメスを入れずに中小企業経営の苦境を最賃引き上げ抑制の理由とすることは、病の原因を見ずに薬の処方をするようなものである。

審議会を再開し審議のやり直しを求めると共に、東京労働局としては、先の審議会意見にとらわれず、行政の責任として大幅に最賃を引上げ、東京で働く労働者の最低生活保障の改善を図っていただきたい。

以上

連絡先

2020年8月12日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

東京民医連労働組合

東京労働者医療会支部 さくら分会

執行委員長 増田 美紀子

東京都世田谷区桜丘四丁目7番17号

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闇が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闇共闇会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月13日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒101-0061 千代田区神田三崎町3-2-4 3階

TEL: 03-XXXX-XXXX 03-XXXX-XXXX

全日本建設交通労働組合(建交) 神田支部

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「勤労者に対して賃金の最低水準を保障して勤労者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求める。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に對して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600~1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月13日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

国共病組虎の門病院

支部執行委員長 堀江

東京都港区虎ノ門 2-2-2

虎の門病院内

電話/ファックス 03-3585-7767

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月13日

東京労働局長

土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合江戸川支部

執行委員長 堀川

東京都江戸川区大杉

電話 03-3655-6448

Fax 03-3656-0959

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働くても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求める、他産業平均と比較してもまだまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして

8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに1500円」を求めていました。審議会に対し、東京で2020年10月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月13日

東京労働局長

土田 浩史 殿

氏名／

住所／千葉県市川市

TEL

2020年最低賃金審議会答申への異議

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「現行どおり」と引上げゼロにされたことに、異議があります。1,500円に近づくよう大幅に引上げるべきです。

2、理由

私の周りには、最低賃金ぎりぎりで長く働いている人達が数多くいます。能力も意欲もありながら、非正規であったり、職場が零細企業であったりという要因だけで、生活は大変苦しい状態です。

私も、何らかの事情で仕事を変わることになれば、いつ最低賃金で働くようになるか分かりません。その時、最低賃金が生活できなくなる水準では本当に困ります。私の働く能力は変わらないのに、働く場所によって賃金だけが暮らせない水準になってしまいうといこの国の最低賃金の仕組みと水準を抜本的に変えてほしいと思います。

せめて、コロナ禍の下で東京で安心して働き生きるために、最低賃金を1,500円に引き上げるべく今年の引き上げを実行して頂きたいと考えます。

2020年8月13日

東京労働局長
土田 浩史 殿

氏名／[REDACTED]
住所／[REDACTED]
TEL／[REDACTED]

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「現行どおり」と引上げゼロにされたことに、異議があります。1500円に近づくよう大幅に引上げるべきです。

2、理由

コロナ禍の下で企業収益が悪化している折、人件費を抑制する政策が本当に正しいのか。家賃すら払えない個人を切り捨てるような政策から、個人を活かす政策への転換をすべきではないでしょうか。

私の周りにも、最低賃金ぎりぎりで長く働いている人達が数多くいます。能力も意欲もありながら、非正規であったり、職場が零細企業であったりと言う要因だけで、生活は大変苦しい状態です。

年金支給年齢を引き上げ、70歳以上まで働くことが必要な時代です。また、高齢者が働く場所はそれほど多くはなく、ほとんどの方が非正規で頑張ってなんとか生活しています。しかし、この基準で生活を続けることは不可能です。労働収入（賃金）だけで暮らせない水準になってしまふと言うこの国の仕組みを抜本的に変えてほしいと思います。

せめて、コロナ禍の下で東京で安心して働き生きるために、最低賃金を1500円に引き上げるべく今年の引き上げを実行して頂きたいと考えます。

以上

2020年8月14日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合
中央執行委員長 中村
東京都新宿区北新宿1
電話 03-5332
Fax 03-5332

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があったにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されともものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに1500円」を求めていました。審議会に対し、東京で2020年10月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるこ。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるこ。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月14日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ203
TEL: 03-3917-[REDACTED] 03-3917-3474
全日本建設労働組合連絡会議組合（建交労）
東京都本部
執行委員長 [REDACTED]

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金額について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「労働者に対して賃金の最低水準を保障して労働者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求める。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に対して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600～1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月14日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ203
TEL : 03-3917- 03-3917-3474
全日本建設労働組合（建交労）
東京都本部会
執行委員長

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金額について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「勤労者に対して賃金の最低水準を保障して勤労者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求める。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に対して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600～1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月14日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ203
TEL: 03-3917-3474 FAX: 03-3917-3474
全日本建設交通労働組合(建交労)
東京都本部北部会
執行委員長 宮本

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金額について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「労働者に対して賃金の最低水準を保障して労働者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求めます。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に対して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600～1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月14日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ203
TEL: 03-3917-3474 / FAX: 03-3917-3474
全日本建設交渉委員会組合(建交労)
東京都本部北支会
執行委員長

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金額について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「勤労者に対して賃金の最低水準を保障して勤労者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求めます。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に対して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600～1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月14日

東京労働局長 土田 浩史 殿

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ203
TEL: 03-3917-3474 / FAX: 03-3917-3474
全日本建設交運
東京都本部北部
執行委員長 長嶋

2020年東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示に対する異議書

令和2年8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会本審において、10月発効する最低賃金額について「現行とおりとする」答申が示されたことに対してトラック運輸・建設・公園清掃などで働く労働者で組織する労働組合として、下記の内容に基づき「異議」を申し立てます。

記

- ①最低賃金法の目的は第1条「労働者に対して賃金の最低水準を保障して労働者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」とあり、憲法25条の下に定められた法律である。最低賃金引き上げは、低廉な賃金で働く労働者と家族の生活を支えている賃金であり、『引き上げゼロ』は憲法25条・最低賃金法の目的・原則を踏み外すものでありすべきではないこと。
- ②建交労東京都本部は、コロナ禍の状況であっても重要な労働政策、経済政策としての最低賃金の大幅な引き上げ、また、生活に欠かせないエッセンシャルワーカーの労働実態が全く反映されておらず、早期に時給1,500円の実現を求める。
- ③審議過程について、採択を行う際、労働側専門委員の代表より「改正決定に関する報告書」に対して抗議・反対の意見が述べられ採決を拒否して専門委員3名が審議会を退席したと聞いております。審議・採決において民主的ではなく、経営側・公益側の意見のみを採用し採決したこと。
- ④東京春闘共闘が調査した最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは月150時間換算で時給1,600～1,700円である。東京都の最低賃金1,013円とは程遠く、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが出来る最低賃金が必要であること。

以上

2020年8月14日

東京労働局 土田浩史 殿

全労連・[REDACTED] 地本

民事法務部

中央執行部 [REDACTED] 恵子

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

最賃が入札価格に反映される乙号従事者(法務局証明書発行業務)の組合・民事法務労働組合です。ここ数年最賃が上がっていたので毎年10円アップでした。最賃が据置になれば時給も上がらない悲しい結果に終わります。落札会社とは、団体交渉を重ねていますがいつも、「入札額が低い為にベアーは応じられ無い」の、一点張りです。ベアーの期待は最賃アップしか残されていません。一時金支給も無いワーキングパワーです。政府が作り上げた官民難民です。

コロナが恐いです。窓口でお客様に接しています。いつ、感染してもおかしく無い仕事です。もし?と、考えると、まず第一に費用、医者費を思い浮かべます。PCR検査代が高いと、聞いています。それも、簡単には検査してくれない。同僚や家族の事を考えると自費検査も仕方が無い状態です。が、最賃労働者には高額な費用です。非正規社員には休業保障もありません。入札で会社が次から次に変わっている為、有休も貯まっていません。欠勤となり、無給となれば、たちまち生活が成り立ちません。貯金も有りません。

今回のコロナ事件で痛感しました。経済的、精神的にも余裕がない、つまらない人生、最賃労働にとって、身体が資本。病気にはとてもなれません。安心して病院に行けるだけの賃金にして下さい。余裕資金を蓄えさせて下さい。働かないと、生活が成り立ちません。生活維持の為にも、是非、最賃アップを要請します。

組合費が重荷なぐらい、切迫しています。ガス代に廻せるのに。と、思います。病気には、とてもとてもなれません。多少、無理してでも、会社に行きます。働かないと、生活が出来ません。保障もありません。『雇止め』に合う可能性も生じます。コロナが恐怖です。医者に行く為のお金に、二の足を踏みます。切羽詰らないと、行かないかも、しません。一人暮らしの現実です。最賃が上がらないと、賃上げ要求は据置にされます。入札価格が低い理由だからです。生きる為の生活水準維持の為にも、是非、最賃をアップして下さい。年収200万以下の労働者には、非課税にして貰いたいです。

母子家庭です。生活を切り詰めています。【ゆとり】があつての【おもてなし】では、ないでしょうか? 時給が低く過ぎます。最賃に張り付いている現状下では最賃が上がりないと、時給が上がりません。どうか、少しでも、ゆとりある生活に向上させて下さい。

〒[REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

2020年8月15日

東京労働局 局長 土田 浩史 殿

渋谷区労働組合総連合

議長 田辺 勝彦

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷

代々木エア

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

東京地方最低賃金審議会は、8月5日、現行最低賃金時間額1013円を「現行どおりとする」との意見を示しました。審議は労使間の隔たりが大きく、労働側委員の強い反対にも関わらず多数決で確認されました。

渋谷区労連は、ポスト・コロナにおいて最も重要な労働政策、経済政策として、最低賃金の大幅な引き上げ、東京で早期に1500円の実現、全国一律最低賃金をもとめ、東京最低賃金審議会に強く異議を申し立てます。

安倍政権が7月17日閣議決定した「骨太の方針」は、最低賃金について「雇用を守るために企業者の厳しい状況を考慮する」とし引上げ凍結を容認。それは、中央最低賃金審議会にも影響し目安を出さない結果となりました。私達は最低賃金が重要な経済政策でもあるとして、中小企業の支援策と両輪で要求しています。いまもとめられる政策は、全国一律最低賃金と、生活できる最低賃金への大幅引き上げ、それを補償する中小企業への抜本的な支援策です。

現行の最低賃金1013円は、年間1,800時間フルに働いても180万円余で、生活できる賃金ではないことは明らかです。貧困と格差の最大の要因というべき非正規雇用労働者が、総務省労働者調査では2018年に38%となりました。また、働いても生活できない年収200万円以下のワーキングプは国税庁の統計で2018年に1098万人、2006年から連續1000万人を超えていました。

地域の労働組合には、非正規雇用労働者や未組織労働者からの相談があり、その多くが解雇や雇い止め、残業代未払い、労働条件切り下げ、パワハラなどがほとんどですが、非正規雇用労働者は、税金や社会保険料など引かれると手取りは10万円以下で、どうにかして欲しいと切実な声を寄せています。又職場では、厳しい仕事の反映からか、無理なシフトを断るとパワハラがあるといいます。そこには、賃金引上げは切実な要求なのに、雇用の不安定さから声に出せないという非正規雇用労働者の現実があります。街頭での宣伝・署名行動では、「低すぎるぞ！日本の最低賃金」として関東近郊の賃金額や時給1500円を求めるパネルを掲示して訴えています。若い青年がじっと見つめ、チラシをもらっていく。「時給

「1500円あつたらいいね」と話している若い女性など、最低賃金時給1,500円に期待する声が寄せられ、署名にも積極的に応じます。昨年実施した東京の最低生計費試算調査結果の新宿モデルでは、月額26万円以上必要で時給に換算すると1700円以上です。「8時間働いたら普通に暮らせる賃金」「どこでも、誰でも、暮らせる賃金」を求め全国一律最低賃金制度確立と時給1500円を求める。

渋谷区労連は、東京地方最低賃金審議会の意見への異議申し立てとともに、意見陳述の実施及び専門部会の公開をもとめます。東京労働局の責務として、憲法25条の主旨や労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきもの」としての賃金を保障するために、積極的な最低賃金額の引き上げ決定を行なうことを強く要望します。

以上

2020年8月17日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合小金井国分寺支部

執行委員長 鯉淵

東京都国分寺市東恋ヶ窪2-3

電話 042-324-59

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るもので

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されともとのとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求める、他産業平均と比較してもまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていいます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課
東京労働局長 土田浩史様

2020年8月17日

目黒労協発第20-13号

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル2F)

議長 千葉一

『東京都最低賃金の据え置き決定に異議を申し立てます』

過日東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金の据え置きを答申し、東京労働局は答申に基づき東京の最低賃金の据え置きを決定されました。

私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、7月26日審議会に『東京都最低賃金の大幅引き上げを求める』（添付資料①）と意見書を送付いたしました。この意見書に基づき以下8月6日の貴審議会答申による東京の最低賃金据え置きに異議を申し立て、審議会審議のやり直しと据え置き決定の撤回を求めます。

1. 経過

目黒労協の意見書『東京都最低賃金の大幅引き上げを求める』は、東京労働局労働基準部賃金課に対し7月26日、速達にて郵送したのも関わらず、7月29日の審議会で報告されませんでした。これについて7月31日『東京都最低賃金審査会への意見書送付について』（添付資料②）をもって問い合わせましたが、労働基準部賃金課よりは、8月3日『FAX送信票』（添付資料③）をもって、目黒労協意見書①は、「7月30日到着した」とのみ回答がありました。

2. 目黒労協の意見書①が無視されました。よって審議会決定は重大な瑕疵があります。

7月10日付東京労働局一般公示第221号「意見聴取に関する公示」には、「7月27日までに提出されたい」とあります。そこで7月26日付で速達にて送付したものですが、「それが7月30日に到着した」との根拠も示さない回答は納得できません。審議会事務局たる労働基準部賃金課が、東京都最低賃金の審議に際して、関係労働者の意見聴取をはかる姿勢に欠くものと考えます。十分な意見聴取を図らず行われた審議会の決定は重大な瑕疵をもつと考えます。審議会審議のやり直しを求めます。

3. 最低賃金の審議に不可欠な意見聴取の方法が、そもそも不適切です。

審議会が行った公示後17日以内に到着を求める意見募集方法自体が不適切です。コロナ過の中で、郵便事情などの混乱も十分想定されます。島しょも含め都内広くから、しかも関係団体には団体印の押印まで求める運用は、幅広く意見聴取を図る姿勢を欠くものです。事業から考えれば、幅広くパブリックコメントを公示する、メールでの意見提出を可とする、さらには他府県で行われている意見陳述の機会を保障することが求められます。不適切な意見聴取の方法による審議会決定は誤った決定です。

4. 目黒労協の意見書が無視された結果、審議が不十分な点があります。

目黒労協は、意見書①で以下の点を指摘しましたが、これらについて十分な審議が行われていません。

- a. 目黒労協は、「コロナ禍で、介護・保育・飲食店などの多くの非正規労働者、いわゆる『エッセンシャルワーカー』から、雇用・賃金など多くの相談が寄せられました。最低賃金ぎりぎりで働く彼ら彼女の努力・苦境を考えると、雇用維持はもちろん、賃上げこそがいまこそ求められます。最低賃金の据え置きは認められません。」と述べましたが、東京の最低賃金の据え置き決定はこれを全く無視するものです。
- b. 目黒労協は、「『雇用調整助成金』を活用した休業補償について助成金の上限日額8330円が東京の最低賃金額の103%に過ぎなかった、この上限額が日額15000円・時給1875円相当への大幅引き上げられたことに応じ、最低賃金も引き上げるべき」と述べましたが、この雇用調整助成金上限額の引上げに関連しての考察が事務局提出資料には全く見られず、コロナ禍の状況を踏まえた今年の最低賃金審議として、とりわけ全国で最もこの上限額が最低賃金に近づいた東京都の最低賃金審議としては不十分です。決定を取り消し審議をやり直すことを求めます。
- c. 目黒労協は、「諸外国においても、ドイツ：2021年1月～1/6%、2022年7月～11.1%UP（2020年6月30日決定）、韓国：2021年1月～1.5%UP（2020年7月14日決定）と最低賃金を引き上げる決定が続いています。」と指摘しました。しかし審議会には、事務局から『最低賃金の国際比較』（資料11 p.397）において、2020年1月の数値が示されたのみで、世界的に最低賃金をコロナ禍に対してどう考えるかという重大な視点が欠落しています。付け加えればイギリスにおいても2020年4月最低賃金が6.2%引き上げられました。目黒労協の意見書を無視した結果、最低賃金がいわゆる『支払い能力』論に基づくのではなく、労働者の所得補償を「経済・社会活動維持」の基本とする諸外国の観点が審議に反映されておらず、不適切です。
- d. 目黒労協は、「東京都最低賃金審議に意見陳述を求めます。また審議過程や議事録の公開を求めます。」と求めましたが、目黒労協の意見書の無視をはじめとして、コロナ禍を理由に、審議を画像中継するなどの措置を全くとらずただ傍聴人数を半減させるなど、審議の透明性の向上が全く図られていません。非正規雇用の拡大が、最低賃金労働者を増大させるとともに、労働組合の組織率も低下させて、フリーランスなど「雇用でない労働」も増大する状況が、コロナ禍対策でも浮き彫りにされました。そうした東京の労働者の状況に最も関りが多い東京都最低賃金の審議のありかたそのものが、審議会に問われていますが、全く改善が見られません。最低賃金で生活する労働者からかけ離れた密室の審議の結果の最低賃金据え置きは認められません。

以上より、目黒労協は審議会の東京都最低賃金据え置き答申とそれに元づく決定に異議を申し立てます。審議会として、審議のやり直しとこの異議申し立てでしめした諸論点に関し、納得のいく説明責任を果たされることを求めます。

添付資料・『東京都最低賃金の大幅引き上げを求める』（添付資料①）

- ・7月31日『東京都最低賃金審査会への意見書送付について』（添付資料②）
- ・8月3日『FAX送信票』（添付資料③）

以上

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課
東京地方最低賃金審査会 御中

2020年7月26日

目黒労協発第20-12号

目黒地区労働組合協議会

(目黒区鷺番3-1-1 石田ビル3F)

議長 千葉一郎

『東京都最低賃金の大幅引き上げを求める』

ご承知のとおり、最賃引上げの目安を決める中央最低賃金審議会は、7月22日に引き上げ目安を示さないことで決定しました。したがって東京都の最低賃金は貴審議会の検討にかかっております。私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、目黒地域で幅広い労組の交流・支援、労働相談への対応とともに、最低賃金の啓発・普及宣伝行動を毎月行っています。今次のコロナ禍に於いては、区内のタクシー会社：ロイヤルリムジングループ傘下の目黒自動車交通の退職強要に反対し、当該労組を支援し解雇撤回・営業再開を勝ち取り、「コロナ解雇はダメ！」チラシを作製し活動してきました。これらの経験から、コロナ禍だからこそ東京の最低賃金の大幅引き上げを強くもとめます。

1. コロナ禍で、介護・保育・飲食店などの多くの非正規労働者、いわゆる「エッセンシャルウォーカー」から、雇用・賃金など多くの相談が寄せられました。最低賃金ぎりぎりで働く彼ら彼女の努力・苦境を考えると、雇用維持はもちろん、賃上げこそがいまこそ求められます。最低賃金の据え置きは認められません。
2. 多くの加盟労組でも、「雇用調整助成金」を活用した休業補償が取り組まれました。しかし助成金の上限日額8330円が東京の最低賃金額の103%に過ぎずとても生活できない。またこの上限額8330円は失業給付上限であり、「休業補償より失業給付が有利」というロイヤルリムジングループ社長が詭弁であることに、多くの労働者が気づいた初端でもありました。雇用調整助成金の上限額が日額15000円・時給1875円相当への大幅引き上げは高く評価されますが、最低賃金や失業給付も引き上げられるべきです。
3. 多くの相談は、最終的に生活保護による対応になります。最低賃金もこの間地域生活保護水準との均衡をひとつの根拠に引き上げが図られました。しかしその際、最低賃金生活には求められる健康保険などの社会保険負担や公租公課が考慮されていません。相談者の少なくない人々が心身の健康に困難を抱えていることを考えるなら、東京の最低賃金はまだまだ生活保護水準に至っていません。さらなる引き上げが必要です。
4. コロナ禍に対して、雇用維持とともに労働者の所得補償が「経済・社会活動維持」の基本です。外需が落ち込むなか、国内需要を基本に経済再生を図るなら、最低賃金引き上げが必要です。諸外国においても、ドイツ：2021年1月～1.6%、2022年7月～11.1%UP（2020年6月30日決定）、韓国：2021年1月～1.5%UP（2020年7月14日決定）と最低賃金を引き上げる決定が続いています。日本において全国の最低賃金水準をリードする東京都最低賃金の引き上げを強く求めるものです。
5. 東京都最低賃金審議に意見陳述を求める。また審議過程や議事録の公開を求める。

添付資料・目黒労協2020夏季闘争ニュース No.20-09 同2020年4月20日号外

以上

東京地方最低賃金審査会

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課
Tel 03-3512-1514 Fax 03-3512-1558

2020年7月31日

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷺番3-1-1 石田ビル302 Tel・Fax 03-3719-8813)

E-Mail: [REDACTED]

「東京都最低賃金審議会への意見書送付について」

過日7月29日開催の貴東京都最低賃金審議会にむけて、私たち目黒地区労働組合協議会(略称:目黒労協)は、その傍聴希望申し出(→抽選のうえ傍聴可に)とともに、「意見書」を起草・決定し、7月26日(日)速達郵便で送付いたしました。しかしながら7月29日の審議会傍聴時、都内11団体からの意見書が報告・紹介・資料配布がなされましたが、目黒労協からの意見書については、いっさい触れられませんでした。

これについて、以下質問いたします。文書でご回答ください。

- ①目黒労協の「意見書」は、貴賃金課に到着いたしましたでしょうか。到着の日時など收受の記録を明らかにしてください。
- ②コロナ禍の状況下、郵便事情なども悪化している場合があるのは理解しています。それらにより到着が遅れ、間に合わなかつたとしたら、審議会でそのむね報告いただく、あるいは少なくとも送付元の当方までご連絡いただくことはされましたでしょうか。
- ③上記の、審議会への報告・送付元への連絡とともにそれがされなかつたなら、その理由とそのような決定がされた経過を明らかにする文書・記録の提示をもとめます。

ご回答の如何によっては、しかるべき対応処置を組織として検討の上、取らざるをえないかと考えております。8月4日までに目黒労協までmail(E-Mail:[REDACTED])あるいはFax(03-3719-8813)にてご回答ください。

(目黒労協 担当:事務局 [REDACTED])

以上

FAX送信票

令和2年8月3日

送信先

目黒地区労働組合協議会 御中

送信元 東京労働局

労働基準部 賃金課 佐藤

用件

東京地方最低賃金審議会への意見書について

連絡事項

貴組合から提出された意見書が、東京地方最低賃金審議会事務局である東京労働局労働基準部賃金課に到着したのは7月30日（木）でした。

本票を含めて、合計 1 枚送信します。

◆ 必ずチェック 最低賃金使用者も 労働者も
東京都最低賃金時間額 1,013円

発効日 令和元年10月1日

東京労働局労働基準部賃金課

〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

Tel 03(3512)1614

Fax 03(3512)1558

東京労働局ホームページ <http://isite.mhlw.go.jp/tokyo-rodonkyoku/>

2020年8月17日

東京労働局長

土田 浩史 殿

全国自動車

総連合

連合会

執行

東京都

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会が8月5日開催され、「現行どおり」とする結論が専門部会報告にて都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに対して異議を申し立てる。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の伝達が行われて以降、東京地方最低賃金審議会専門部会では5回の審議が重ねられたが、労使の意見の隔たりが大きく、専門部会として改正額が決められず、専門部会長名で「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、東京都最低賃金については、現行通りとする結論に達した」との報告が行われたが、審議会として採択を行う際、労働側専門委員の代表より、会長名で出された「改正決定に関する報告書」に対し抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員3人が委員会を退席した後に答申案を採択し、東京労働局長に答申を手渡した。

7月22日の厚生労働省の第57回中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会での審議に際し「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する」。来年度の審議においては、「引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえて、議論を行うことが適当と考える」の2点を付記している。コロナ禍においては労働者・国民の生活不安と切実な声に答えること、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、最低賃金の重要性が増していることが求められています。

コロナ禍においても安倍政権の施策は、一部の大企業と資産家に利益(富)が集中する構図は変わっておらず、内部留保はさらに19兆円も増え309兆円に達しています(20年3月末財務省法人企業統計)。一方、労働者には貧困と格差が押し付けられ、低所得層が増加し続けています。英國ではコロナ禍においても、2020年4月から最低賃金をこれまで最高の6.2%まで引き上げています。

東京春闘共闘会議は2019年9月に「最低生計費調査」を実施し、3400を超える集約を行い、12月18日の記者会見では東京で単身の若者が生活するためには、1,600円を超えて1,700円に達する額（月150労働時間）が必要なことを明らかにしました。全国の「最低生計費調査」でも、1,500円は必要という結果が出ており早期に全国一律最低賃金を1,500円にする必要があります。

審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することも無く、非公開の専門部会での密室審議での決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果が、私たち働く者の要求とかけ離れた「現行どおり」の答申となっています。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしつけての最低賃金の確保が絶対的条件である。答申された「現行どおり」の時給1,013円では格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもならない金額です。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、コロナ禍における今世紀最大ともいえる経済の衰退を考慮し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定することを強く求め、東京春闘共闘会議としてここに異議を申し立てる。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1,500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1,500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求めること。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長

土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

去る8月6日、東京地方最低賃金審議会が、10月1日からの東京都の最低賃金について「現行どおり」とする答申を行ったことに対して異議を申立てます。

コロナ禍は国民のくらしの広範にわたって大きな困難・不安をもたらしていますが、とりわけ働く者の雇用と賃金がいかに不安定・劣悪なものであったかを改めて浮き彫りにしました。今こそ、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与する」目的に照らして、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。さらにエッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善や人口と経済の大都市集中の改善など、コロナ禍における日本経済の立て直しにとっても、最低賃金の重要性がますます明らかになっています。

一方、コロナ禍においても大企業の内部留保は19兆円も増えて309兆円に達しています。また政府は、GOTOトラベルなどに巨額の税金投入を行う一方、中小企業への支援策は極めて貧困です。中小企業支援策の抜本的な拡充と大企業の内部留保を有効活用すれば、最低賃金の大幅な引き上げは十分可能であり、そうしてこそコロナ禍による経済悪化から脱して、地域循環型経済をつぐっていくことができます。

東京春闘共闘会議が昨年行った「最低生計費調査」の結果では、東京で単身の若者が生活していくには、時間額1600円を超えて1700円が必要なことが明らかになりました。全国の「最低生計費調査」でも、1500円は必要という結果が出ており、早期に全国一律最低賃金を1500円にしていく必要があります。

本来賃金は、「1日8時間、週40時間」働けば、経済的な心配なく、普通のくらしができるものでなくてはなりません。答申された「現行どおり」の時給「1013円」では格差と貧困を解消できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもならない金額です。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていません。

審議会の運営についても、当事者の意見陳述や審議の公開が行われておらず、「密室審議」となっています。「密室審議」の結果が、私たち働く者の要求とか離れた「現行どおり」の答申では到底納得できません。審議会は「現行どおり

り＝時給1013円」での生活がどれほど厳しいものか、直接労働者の生活実態と意見を聞くべきです。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、ここに異議を申立てます。

記

1. 東京における最低賃金を、1500円以上となる大幅な引き上げ改訂を審議するよう求めます。

また、労働者の生活の安定を目的とする最低賃金法の趣旨にのっとり、労働者の生計費を基軸に審議をやり直していただくよう求めます。

2. 「東京で早期に1500円を求める」私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求です。

2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、再度、審議・答申をするよう求めます。

3. 全国一律最低賃金制度の必要性を審議することを求めます。

4. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議の場での最低賃金ラインの労働者の意見陳述を実施するよう求めます。

2020年8月17日
東京都足立区西新井栄町2-13-8

足立教育会館内
TEL: 03-3887-8140
FAX: 03-3840-3353

足立区労働組合総連

議長 大滝慶

2020年8月17日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京春闘共
代表委員 荻
東京都豊島区南大塚2

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会において、東京の最低賃金を「現行どおり」とする専門部会報告が都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てる。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の伝達が行われて以降、東京地方最低賃金審議会専門部会では5回の審議が重ねられたが、労使の意見の隔たりが大きく、専門部会として改正額が決められず、専門部会長名で「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、東京都最低賃金については、現行通りとする結論に達した」との報告が行われた。東京地方審議会では採択を行う際、労働側専門委員の代表より、会長名で出された「改正決定に関する報告書」に対し抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員3人が委員会を退席。異例の状況下で答申案を採択し、東京労働局長に答申を手渡した。

7月22日の厚生労働省の第57回中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会での審議に際し「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する」。来年度の審議においては、「引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえて、議論を行うことが適當と考える」の2点を付記している。コロナ禍においては労働者・国民の生活不安と切実な声に答えること、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍の特別な事情としても、最低賃金の引き上げが求められている。

安倍政権の施策は、一部の大企業と資産家に利益(富)が集中する構図は変わっておらず内部留保はさらに19兆円も増え309兆円に達しています(20年3月末財務省法人企業統計)。一方、労働者には貧困と格差が押し付けられ、低所得層が増加し続けている。英國ではコロナ禍においても、2020年4月から最低

賃金をこれまで最高の6.2%引き上げている。

東京春闘共闘会議は2019年9月に「最低生計費調査」を行って3400超える集約を行い、12月18日に記者会見では東京で単身の若者が生活するには、1600円を超えて1700円に達する（月150労働時間）ことを明らかにしました。全国の「最低生計費調査」でも、1500円は必要という結果が出ており早期に全国一律最低賃金を1500円にする必要がある。

審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することも無く、非公開の専門部会での密室審議の決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果が、私たち働く者の要求とかけ離れた「現行どおり」という答申となっている。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの最低賃金の確保が絶対的条件である。答申された「現行どおり」の時給1013円では格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもなっていない。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、東京春闘共闘会議としてここに異議申立てる。

記

- 1, 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
- 2, 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求めること。
- 3, 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月17日

東京労働局長 土屋 浩史様

江戸川区労働組合総連合
議長 宇田川 耕

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書

記

東京地方最低賃金審議会は、8月5日、「東京都最低賃金については、現行どおりとする。」と東京労働局長に意見した。私達江戸川区労働組合総連合は、この意見に対して異議を申しあげる。

最低賃金法には、その目的を「…労働者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより…」と定め、地域別最低賃金は、「…地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とある。となれば、最低賃金はまず労働者の生計費を賄うものでなければならない。

しかし、昨年末から東京の労働者に行った私達の「生計費調査」によると、「現行通り」の現在の東京都の最低賃金 1,013 円では、物価や家賃が比較的低いと考えられている江戸川区でも、十分に生計を満たすことはできないことが明らかになった。「最低 1,500 円は必要」というのが、調査結果である。さらに、都内の他地域も総合的に勘案すると、さらに 1,700 円から 1,800 円の最低賃金が支給される必要がある。

また、緊急の調査によると、江戸川区での民間事業所等の従業員募集要項（建築関連業を含む）では、その多くが日給 12,000 円（1 日 8 時間労働として換算すると、時給 1,500 円）以上で募集している。最低でも、日給 10,000 円（同 1,250 円）である。このことは、東京都の最低賃金時給 1,013 円では生活も十分にできないし、働き手も現れないことを意味している。「現行どおり」の時給 1,013 円は、あまりにも現実離れしていると言わざるを得ない。

本年は、コロナ渦のために、仕事の機会を奪われたり、十分な収入を得られなかつたりする労働者、事業者が多く存在している。諸外国（特に、ヨーロッパ諸国）と比べて、政府や都の労働者の生活を支えるための施策の不十分さが、今後も生活に苦しむ労働者、事業者を増やしていくことが予想される。この状況下で労働者の生活を支える基本となる最低賃金が、十分な生計を営むには少なすぎる時給 1,013 円で良いわけがない。さらなる増額を要求する。少なくとも時給 1,500 円、いやそれ以上の金額とすべきである。

もう一つ大切なことは、「支払い能力を考慮…」する観点である。

江戸川区には、中小零細規模の事業所、事業者が多い。コロナ渦で収入が減り、やむを得ず廃業や倒産せざるを得ない例が少なくない数で生まれている。こうした中小零細事業所、事業者がその労働者へ十分な賃金を支払う能力が不十分である場合があることも想像できる。しかし、「支払う能力」がないのだからと考えるのではなく、支払えるような支援策を講ずる必要があるのではないか。中小零細とはいえ、地域の経済と人々の生活を支えている大切な支えている事業所、事業者である。そこで支払われる賃金も、回り回って経済と生活を支える大切な役目を果たしている。最低賃金、いや時給 1,500 円以上の賃金を支払えるようにする行政としての施策を講ずることを要求することも審議会の役割と考える。大企業や元請け企業には、コロナ渦とはいって十分な利益や蓄えがあるところもあるのではないか。

以上の点から、東京地方最低賃金審議会へ審議のやり直しを求めることがあります。

連絡先

2020年8月17日

東京労働局長

土田 浩史 殿

氏名／平谷 恵子

住所／東京都武藏野市 [REDACTED]

TEL [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED]

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1. 異議の内容

毎年、東京地方最低賃金審議会の様子を見てきました。今年も傍聴参加に行った人から連絡があり、労働者側の意見が全く無視された形で「昨年から変わらない」と引上げゼロにされたことに異議があります。多くの公務現場や中小・零細企業で非正規で働く労働者の生活など無視した企業側の代表委員に怒りさえ感じています。少なくとも1500円に近づくようきちんと検討し大幅に引上げるべきです。

2. 理由

正規社員と同じ仕事をしていても、最低賃金ぎりぎりで長時間働かなくてはいけない人達がたくさんいます。能力も意欲もありながら、非正規であったり、職場が零細企業であったりと言う要因だけで、生活は大変苦しい状態です。

新宿での若者の聞き取りでは「最賃が上がったら何をしたい?」という間に「ちゃんと病院に行きたい。」と答えが返ってきました。

今の最賃では病院に行くのもためらってしまう状況は普通の生活といえるのでしょうか?

最低賃金が生活できないという水準では困ります。

全労連の生計費調査にたくさんの人人が参加して東京では最低でも1600円が必要と結果が出ました。これは全国どこでも1500円必要という結果も出ています。いくら働き方が変わっても最低限度の生活を送れるように考えるのが国や地方の行政ではないのでしょうか?

コロナ禍の下で雇用を切られたり、休業させられたり、正規から非正規におされたりしている方もたくさんいます。最低賃金が上がらないことで消費も落ち込んでいく、経済はますます疲弊します。

誰もが東京で安心して働き生きるために、最低賃金を1500円に引き上げるべく今年の引き上げを実行して頂きたいと考えます。

以上

2020年8月17日

東京労働局長
土田 浩史 殿

国民春闘江戸川共闘会議
議長 遠藤 喜世志
東京都江戸川区中央3-23-1

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会において、東京の最低賃金を「現行どおり」とする専門部会報告が都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てる。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の伝達が行われて以降、東京地方最低賃金審議会専門部会では5回の審議が重ねられたが、労使の意見の隔たりが大きく、専門部会として改正額が決められず、専門部会長名で「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、東京都最低賃金については、現行通りとする結論に達した」との報告が行われた。東京地方審議会では採択を行う際、労働側専門委員の代表より、会長名で出された「改正決定に関する報告書」に対し抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員3人が委員会を退席。異例の状況下で答申案を採択し、東京労働局長に答申を手渡した。

7月22日の厚生労働省の第57回中央最低賃金審議会では、地方最低賃金審議会での審議に際し「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する」。来年度の審議においては、「引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえて、議論を行うことが適当と考える」の2点を記している。コロナ禍においては労働者・国民の生活不安と切実な声に答えること、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍の特別な事情としても、最低賃金の引き上げが求められている。

安倍政権の施策は、一部の大企業と資産家に利益(富)が集中する構図は変わっておらず内部留保はさらに19兆円も増え309兆円に達しています(20年3月末財務省法人企業統計)。一方、労働者には貧困と格差が押し付けられ、低所得層が増加し続けている。英國ではコロナ禍においても、2020年4月から最低

賃金をこれまで最高の6.2%引き上げている。

国民春闘江戸川共闘会議上部組織の、東京春闘共闘会議では2019年9月に「最低生計費調査」を行って3400超える集約を行い、12月18日に記者会見では東京で単身の若者が生活するには、1600円を超えて1700円に達する（月150労働時間）ことを明らかにしました。全国の「最低生計費調査」でも、1500円が必要という結果が出ており早期に全国一律最低賃金を1500円にする必要がある。

審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することも無く、非公開の専門部会での密室審議の決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果が、私たち働く者の要求とかけ離れた「現行どおり」という答申となっている。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていくだけの最低賃金の確保が絶対的条件である。答申された「現行どおり」の時給1013円では格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもなっていない。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっています。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、国民春闘江戸川共闘会議としてここに異議申立てる。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求める事。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月17日

東京労働局長

土田 浩史 殿

目黒区労働組合連絡会議

議長 片岡

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「現行どおり」と引上げゼロとされたことに異議を申し出る。東京での生活賃金は生計費調査の結果1600円と出ている。現行の1013円を大幅に引上げ、今年度は少なくとも1500円に出来るだけ近づけるべきである。

2、理由

新型コロナ感染拡大の中でも、国民生活に直結している医療、保育、介護、清掃、交通、流通、飲食をはじめ、水道・電気・ガスなどの生活インフラや公共交通サービス分野などは毎日職場に出続けなければならない。そしてその最先端を担っているのが年収200万円以下で働く非正規労働者やその周辺賃金の正社員である。不特定多数と毎日接触する職場に立たされながら、最賃ぎりぎりで収入を得て働いている。また、コロナ禍中で中小企業の経営による解雇や休職手当が出なかつたりする事例が各地域に相談が後を絶たない。テレワークで働き生活が維持できるのは一握りの層の話である。

国や自治体の検査体制が不十分で医療機関も絶対的不足の状況の中、罹患の恐怖と闘いながら職場に立ち続けている。新自由主義によって最も犠牲となってきた層がコロナ禍の下でも最も犠牲を負わされようとしている。

この先数年継続すると言われている新型コロナウイルスの時代に、行政が国民生活の最低限保障（ナショナル・ミニマム）の観点に立ち、労働者・国民の生活が成り立ち、安心して働け、充分な医療を受けられる政治経済体制へと転換することが急がれている。今年の最低賃金引き上げも又この観点に立って大都市東京から検討されなければならないと思う。

中小企業の苦境は、大企業との不公正取引が主な原因であり、公務職場や中小企業経営で働く非正規労働者の生活を考えることは必要最低の行政の役割と考える。

東京労働局としては、今般の審議会意見にとらわれず、行政の責任として大幅に最賃を引上げ、東京で働く労働者の最低生活保障の改善を図っていただきたい。

以上

2020年8月17日

東京労働局長
土田 浩史 様

東京自治体労働組合総連合
中央執行委員長 矢吹

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議申立書

東京地方最低賃金審議会は8月5日の本審で2020年10月から発行する最低賃金額について、「現行どおり」との答申を示した。この東京地方最低賃金審議会の答申について異議を申し立てる。

最低賃金は最低賃金法第1条に「この法律は、労働者に対し賃金の最低水準を保障して労働者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする」と書かれてあるように、憲法25条によってすべての国民に与えられた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために定められた。しかし2020年8月17日現在の東京都の最低賃金は時間額1013円であり、1日8時間、週40時間で月21日働いたとしても月額17万円程度であり、税と社会保険料を除くと可処分所得は月12から13万円程度にしかならない。東京春闘が実施した生計費調査では、東京都の25歳単身者が月150時間労働で自立して生活するためには時間額1600円から1700円、月25万円から26万円が必要との結果がでている。この結果からも現在の最低賃金が法の目的と照らして相応しくないことは明らかである。またコロナ禍において国民の生活を支えている多くのエッセンシャルワーカーは最低賃金ラインの低賃金で働いており生活に苦しんでいる。

このような状況の中、全国労働組合総連合の調べでは8月12日時点で45地方中39地方で最低賃金の引き上げを発表しており、最低賃金が1000円を超える神奈川県も引き上げを表明している。また国も雇用調整助成金を日額8330円から15000円に引き上げた。これは時間額にすると1875円であり、国もこれくらいの賃金が無ければ労働者は安心して生活できないことを認めている。これらのこと踏まえ東京都は最低賃金を引き上げるべきである。

審議会の中で最低賃金を現行どおりとする理由について、コロナ禍での「中小企業の存続」と「雇用維持」が強調された。しかし7月29日時点で厚生労働省の集計によれば4万人以上の労働者が解雇や雇い止めをされており、雇用維持はできていない。また帝国データバンクの調査によれば8月14日時点で新型コロナウイルス関連の倒産は全国で累計436件、その内東京都は107件と全国最多になっており既に都内の多くの企業が存続できず倒産している。また帝国データバンクの調査では最低賃金が高い地域が新型コロナウイルス関連の倒産件数が多いとは限らない結果がでている。例えば現在最低賃金が885円の静岡県の倒産件数は21件であるのに対し、最低賃金が1011円である神奈川県の倒産件数は14件と少ない。これらの結果からも雇用維持と中小企業の存続のための最低賃金の引き上げ凍結は適切ではない。中小企業存続と労働者の雇用維持のための補償の拡大を国に対して求めるべきである。

審議会の運営にあたっては審議の公開と最低賃金で働く労働者の生活実態や東京春闘が実施した生計費調査結果に基づく時間額1500円の必要性について意見陳述を行わせること、専門部会委員を幅広く公平に選任することを求める。鳥取県では審議は全て公開されており意見陳述もできる仕組みになつて

いる。こうした運営は民主主義の基本であり、公平な審議のために東京も今すぐ実現するべきである。については貴審議会に対し、以下の事項について異議申し立てる。

記

1. 全国一律最低賃金制度の実現と東京ではただちに時間額 1500 円以上となるように審議すること。
2. 中小企業の存続と雇用維持のために引き上げを凍結にするのではなく、中小企業と労働者に対する補償の拡大を国に求めその実現に向けて審議すること。
3. 最低賃金で働く労働者の生活実態や東京春闇が実施した生計費調査に基づく時間額 1500 円の必要性について意見陳述を行わせること。
4. すべての審議会、専門部会を誰でも傍聴できるよう審議の進め方を変えること。
5. より民主的な審議会となるよう専門部会委員は幅広く公平に選任すること。

以上

東京自治体労働組合総連合
東京都豊島区南大塚 2-33-10

東京労働会館 4 階
電話 03-5940-7951
中央執行委員長 矢吹義則

2020年8月17日

東京労働局長 土田 浩史 殿

東京地方労働組合評議会女

議長

〒170-0005 東京都豊島区南大塚

電話 03-5395-3171 / FAX 03-5395-3210

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会が「現行どおり」と改正決定したことに対して異議を申し立てます。

審議会決定は、当事者が直接意見陳述する機会もなく、非公開の専門部会での密室審議の上でされました。最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態をきちんと調査することなく、「現行どおり」としたことに憤りを感じます。

最低生計費試算調査の結果からも、都内で暮らすためには最低1500円は必要です。本来賃金は「8時間働けば経済的な心配なく暮らせる水準」が必要ですが、答申された現行通りの1013円では、貧困と格差の解消ができません。女性の貧困、将来にわたる貧困を放置することになります。

特に、女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めており、男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えていません。「女性の活躍」を推進させるためにも、「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められています。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、東京地方労働組合評議会女性センターとしてここに異議申立てます。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1500円以上をめざし、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1500円」は、私たちの要求であると同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
2020年10月発効の東京都の最低賃金について、労働側委員の意見を無視した答申をあらため、再度審議し答申をするよう求めること。
3. 審議会・専門部会を全面公開し、審議会の場で最低賃金ラインの労働者の意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月17日

東京労働局局長

・土田 浩史 殿

氏名／系数 [REDACTED]

住所／東京都練馬区 [REDACTED]

連絡先／[REDACTED]

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1.異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「引上げゼロ」とされた事に異議を申し上げます。私は、わずかな年金で贅沢もせず日々生活している者です。若い人達の未来に希望がもてるよう最賃引上げを強くお願ひいたします。

2.理由

コロナ禍のなかテレワークが推奨されていますがテレワークが出来るのは大企業であつたりIT関連だったりとテレワークの環境が既に整っていることが前提になり、人同士が接触しなくともできる仕事に限られます。

テレワークが出来ない労働は、医療、介護、保育、建築、清掃、流通、交通、飲食等、最賃に張り付いて働く年収200万円前後のしかも蓄えのない労働者が大半です。

最賃引上げは低所得労働者の勤労意欲をかろうじて持続させ明日への希望にもつながると思います。コロナ禍のなかで、見えない圧力に押しつぶされそうになりながらも、体を動かして働かなければ生きていけない労働者たちをどうぞ見捨てないでください。

生計費調査でも時給1500円以上が必要だと言うデータも示されました。コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げる事が大事だと考えます。

1500円に近づけるべく労働局長はじめ委員の皆様に是非とも再考をお願いする次第です。

以上

2020年8月17日

東京労働局長
土田 浩史 殿

氏名／武田 和志
住所／埼玉県 川越市

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「現行どおり」と引上げゼロにされたことに、異議があります。1500円に近づくよう大幅に引上げるべきです。

2、理由

私の周りには、最低賃金ぎりぎりで働いている人達が数多くいます。

能力も意欲もありながら、非正規であったり、職場が零細企業であったりと言う要因だけで、生活は大変苦しい状態です。

家族もその犠牲になり、高校に行かず就職をして、同じ負の連鎖に陥っています。

この様な状況が正しいのでしょうか？

頑張れば報われる社会なのでしょうか？

憲法には、文化的な生活を営む権利があります。

税金を納める義務もあります。

一所懸命働いて、税金もしっかり納めているのに、生活は全然楽になりません。

せめて、コロナ禍の下で東京で安心して働き生きるために、最低賃金を1500円に引き上げるべく今年の引き上げを実行して頂きたいと考えます。

以上

2020年8月18日

東京労働局

局長 土田 浩史 殿

{

日本医科大学労働組合

執行委員長 清水 明子

東京都文京区向丘2-5-6

日本医科大学弥生3号館2階

電話 03-

FAX 03-

2020年8月5日公示

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議

8月5日、東京地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額について、「引上げ額ゼロ」、「現行水準の維持が適当」との答申を示しました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

地域では、社会保険料引き上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差がさらに拡大しています。いま求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金への引き上げ、それを保障する中小企業への支援策です。

2019年東京地評・東京春闘が実施した「最低生計費試算調査」によって、東京で普通に生活するには時給1700円程度が必要との結果が明らかになりました。労働組合が賃金要求と基礎資料作成に取り組み、東京地方最低賃金審議会に向けて、科学的根拠に基づいた資料として提出してきました。今回の答申は、これまで積み上げた運動と成果からみて、断じて容認出来るものではありません。

また今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる中で、労働者代表の強い抗議と反対を押し切った答申であり、東京の全ての労働組合の反対を押し切る答申です。2020年度の東京地方最低賃金について、下記に示した私たちの意見をふまえて、公開の場での再審議を行うことを強く要望し、異議とします。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が入たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかならず水準に引き上げるべきです。
2. 改正答申は、このまま認めることは出来ません。東京春闘共闘会議が掲げる私たちの要求「全国どこでも時給1500円以上を求める」立場から、再審議し、上積みをおこなうことを求めます。

以上

2020年8月18日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合町田
執行委員長 尾花
東京都町田市本町田2
電話 042-722-0141
Fax 042-723-6191

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものです。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従ったのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていました。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めるこ。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めるこ。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月18日

東京労働局長
土田 浩史 殿

コミュニティーエニオングループ東京江戸川支部

支部執行委員長 山崎 清

東京都江戸川区中央3-23-

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会が8月5日に開催され、「現行どおり」とする結論が専門部会報告として都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに対して異議を申し立てる。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の伝達が行われて以降、東京地方最低賃金審議会専門部会では5回の審議が重ねられたが、労使の意見の隔たりが大きく、専門部会として改正額が決められず、専門部会長名で「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、東京都最低賃金については、現行通りとする結論に達した」との報告が行われたが、審議会として採択を行う際、労働側専門委員の代表より、会長名で出された「改正決定に関する報告書」に対し抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員3人が委員会を退席した後に答申案を採択し、東京労働局長に答申を手渡した。

コロナ禍で経済の軒並み下落状況でリーマンショック以上と言われているからこそ、内需拡大の大きな柱の賃金引き上げが求められる。それに逆行する答申は、一層の下落を招く。

2008年リーマンショック以降、日本の賃金引き上げが世界から大幅に遅れ、非正規労働者が増え、賃金は最賃に張り付き貧困の拡大と貧困の連鎖が拡大され経済低迷を招いた。要因は、上昇傾向の最賃引き上げが抑え込まれたことで、同じ過ちを繰り返す答申である。

大企業の内部留保は国家予算の1年分を遥かに上回り、相当な引上にも十分応えられるものとなっている。一方、引上に反対する口実となっている中小企業には、コロナ禍が解消されていない状況で被害を拡大する「Go to トラベル」では無く、「Go to 最賃引き上げ」で援助をすれば財源はある。

東京春闘共闘会議の2019年9月の「最低生計費調査」は東京で単身の若者が生活するには、1,600円を超えて1,700円に達する（月150労働時間）ことを

明らかにした。全国の「最低生計費調査」でも、1500円は必要という結果が出ており早期に全国一律最低賃金を1,500円にする必要がある。

審議会の運営についても、当事者の直接意見陳述を実現することも無く、非公開の専門部会での密室審議での決定であり、最低賃金ラインで働く者の職場や生活実態を調査していない。その結果が、私たち働く者の要求とかけ離れた「現行どおり」の答申となっている。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていくだけの最低賃金の確保が絶対的条件である。答申された「現行どおり」の時給1,013円では格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもならない金額である。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていない。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、コミュニティユニオン東京江戸川支部は、異議を申立てる。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求める事。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月18日

東京労働局長
土田 浩史 殿

三 [REDACTED] 働組合連合協議会
議 [REDACTED] 芳賀 次郎
東京都立川市曙町1-10-2

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

東京地方最低賃金審議会より、最低賃金を現行通りとする答申が行われたことに異議を申し立てます。

東京春闘共闘会議が昨年実施した最低生計費試算調査結果によれば、若年単身者が「普通に暮らす」ために必要な最低生計費月額（税・社会保険込み）は、立川市で男性 262,446 円、女性 259,487 円、八王子市で男性 240,870 円、女性 238,104 円でした。

この調査で想定した「普通の暮らし」は、25 歳のワンルームマンション、新宿に電車で通勤、冷蔵庫・炊飯器・洗濯機など耐久消費財は量販店の最低価格、衣服はスーツまたはジャケット 2 着を 4 年間使用、休日は家で休む、月に 8000 円程度の交遊費、旅行は帰省含め年 9 万円、などというものです。食費は朝晩は自炊、昼は男性はコンビニの 500 円の弁当、女性はお弁当が中心です。

現在の東京都最低賃金 1013 円で 1 か月 160 時間（年間 1920 時間）働いても月収は 162,080 円であり、とても足りません。単身で暮らしを立てるために、生活費を切り詰めるだけでは足りず、長時間残業やダブルワークをせざるを得ない状況です。

コロナ禍の中で、最低賃金すれすれで働く非正規労働者を中心に雇用が失われ、緊急小口資金や総合支援資金の融資を受けざるを得ない事態が多発しています。これら資金は無利子とは言え、1 年後には償還を始めなければなりません。最低賃金を据え置いては、労働者は、この償還に耐えられません。

今回の「現行通り」の答申は、コロナ禍による景気悪化の中、最低賃金を上げれば雇用が失われるとする経済界の主張によるものと受け止めています。

しかし、低賃金労働者にとっては雇用も最賃もでなければ、生活は成り立ちません。景気悪化を労働者の犠牲によって乗り切ろうという考えでは、生活破綻する労働者が多数発生します。

最賃法第 9 条 2 は「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない」としています。コロナ禍による事業者の言い分に偏り、労働者の生計費と将来の生活を顧みない今回の答申は、再審議の上、「労働者の生計費」に立脚した大幅な改定を行うよう強く求めます。

以上

東京労働局長 士田浩史 殿

2020年8月18日

全日本年金者組合文京支
部長 小竹

東京都文京区本駒込5-15-

TEL03-

2020年東京最低賃金審議会答申への異議申出書

1. 異議申出の内容

貴審議会が8月5日に答申した、2020年東京都最低賃金の改定を「現行どおりとする」と決定したことについて、私たち年金者組合としては、経営者委員の主張に沿つた”ゼロ回答”であり、到底容認できない。今回は少なくとも他府県並みに有額の答申とするよう、速やかに審議をやり直していただきたい。

2. 異議申出の理由

① 私たち年金生活者の日常生活は、大変厳しいものがある。

生活に必要なものは安い時にまとめて買う。食費はできるだけ切り詰める。膝や腰が痛くてもガマン。電気やガスもなるべく使わず、早く寝る…厚生年金・国民年金を問わず、多くの組合員が日々体験していることである。

高齢者の生活を支える年金は、今年度もマクロ経済スライドが発動されて、0.2%の改定にとどまった。この間に物価が0.5%上昇しており、実質0.3%の引き下げである。物価指数に反映されない医療・介護保険料の負担もたいへんな金額になる。

夫の厚生年金が平均的な17万円、妻の国民年金が満額の6万5000円でも、現役時代から住み慣れた文京区内では賃貸マンションの家賃は10万円以上である。年金だけでは足りず、生活維持のために、シルバー人材センターや近隣事業所などで嘱託やパート、アルバイト労働を続ける者も多く、その時間給は1013円～1050円が殆どである。最低賃金引き上げへの期待感は、非正規の現役労働者同様に切実なものがある。

② 今回の審議では新型コロナの感染拡大が進行するもとで、安倍晋三首相の「雇用の確保が最優先」との発言に加えて、経営者委員から「最低賃金の引き上げは、さらなる雇用の悪化、失業の発生リスクを高める」として、最低賃金の凍結を強く求めたことが「現行どおりとするとの結論に達した」大きな要因と思われる。

しかしながら、中小企業を中心とする日本経済の長期低迷と若者らの閉塞感は、2007年のリーマン・ショック、2011年の東日本大震災時に、それぞれ労働者の春闘と最低賃金を抑え込んだことが深刻なデフレに陥ったことによるものである。

先進主要国では、こういう時こそ中小企業支援策を強め、労働者の賃金と最低賃金を大幅に引き上げて、消費購買力を高め、中小経営と地場産業、地域経済を活性化させることが、経済対策の常とう手段として定着している。今回も、ドイツ、イギリス、韓国などでは、労働者の賃金補償や最低賃金の大幅引き上げが実施されている。

コロナ禍だからこそ、こうした先進例にも学びながら、政府と東京都の中小企業関

係予算を大幅に増やすことが必要である。とりわけ、最低賃金の引き上げを支援する「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金(賃金改定コース)」の抜本的な増額と支給要件の緩和を図るべきである。

③ 私たちの上部団体である東京春闌共闘会議は、8時間働けば普通に暮らせる賃金はいくらか?を求める最低生計費調査を、労働運動総合研究所の学識者と共同で実施した。結果は、若年労働者が自立して暮らせる賃金は月額25万~26万円となり、8時間×21日労働換算で時間額は1500円余になる。全国各地の調査でも同様の結果となった。大都市の高家賃に匹敵する金額が、地方都市では自家用車の経費として必要であることも立証された。

このことから、全国一律最低賃金制度の必要性と同時に、全国どこでも大きな差がなく時間額1500円が最低必要であるとの結論に達した。また、この時間額1500円は、高齢者の生活を補完するパート労働等においても切実な要求額である。

東京地方最低賃金審議会ならびに東京労働局長におかれましては、本件再審議にあたり、こうした諸事情も十分に考慮して、2020年の最低賃金を具体的に引き上げる方向で再検討されることを切望する。

(以上)

2020年8月18日

東京労働局長 土田浩史 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方委員会

中央執行委員長 森 浩一

住所：中央区日本橋人形町 3-7-15

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

第416回の東京最賃審議会で出された「現行どおり」する答申について、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、7月21日付の「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場を多く組織する労働組合で、その賃金実態は、定昇制度もない職場が多く、賃上げもままならず、18歳初任給は16万円以下に、15年も20年も据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。

今回出された「現行どおり」の答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。コロナ禍の下で最も被害を被っているのが、非正規雇用をはじめとした現行最賃での苦しい生活を余儀なくされている労働者です。

戦後最悪と云われるコロナ禍の経済危機を開拓していくためにも、GDPの約6割を占める個人消費を拡大していくことが不可欠です。イギリスではコロナ禍の下でも今年4月から最賃をこれまで最高の6.2%も引き上げています。2008年のリーマンショックのときも、歐米の各国は、最賃の引き上げと労働者の賃上げを行い、内需を拡大して経済危機を乗り切ってきました。このことからしても、最賃を大幅に引き上げていくことは、コロナ禍の経済危機を開拓していくために極めて重要になってきています。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給1013円では、どれほど大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。

私たちが求めているのは、憲法でも労基法でも保障されている「8時間働きば、最低限の人間らしい生活ができる賃金」です。改めて私たちの意見を真摯の受け止めもらい、以下の要請事項の実現に向けての審議が行われることを要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 労働者側委員の意見を無視した答申をあらため、貧困にあぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求ること
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月18日

東京労働局長

土田 浩史 殿

全労連・全国一般東京地本一般合同労組賛育会

支部長 山本

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会の「現行どおり」との結論に異議を申し立てます。

コロナ禍の中で奮闘している病院職場には、長年非正規の身分で勤務している職員が3割おり、500人の職場では約150人が不安定な身分で心身ともに厳しい責任ある仕事についています。この先数年続くであろうコロナ禍の時代に、リモートワーク出来るのはほんの一握りの層であり、感染の危険にさらされながら最前線で働いているのは非正規労働者です。私たちは2度差別されるのか、という実態です。そして、その賃金は最低賃金に張り付いており、毎年の最賃引き上げでしか改善されません。

現行最低賃金時給1013円では、毎日フルに働いても17万円程、年200万円に届くか届かないかという水準です。税金や社会保険料を差し引かれ、家賃・光熱・通信費を支払えば、手元に残るのはわずか3万円程です。この中から医療費や食費、交通費にあてるため、社会人として必要な冠婚交際費にはとても当てられません。少しでも引上げがあれば、人間らしい生活への改善に直結します。

非正規に低賃金・非正規労働者のおかれた過酷な生活実態を見ない冷酷な答申に「絶望した」という、病院非正規職員の声を受け止めて頂きたいです。

人間としてふさわしい最低限度の生活には、月額25万円が全國どこでも必要であり、時給に換算すれば1500円は必要であるとの調査結果が出ています。

最前線で働いている年収200万円以下の労働者が、コロナ禍への不安だけでなく生活不安に押しつぶされることのないよう、ぜひ審議のやり直しを行い、1500円が必要との認識に立っていただきたい。行政として大幅に最賃を引上げ、東京で働く労働者の最低生活保障の改善を図っていただきたいと考えます。

以上

連絡先／

印

令和2年8月18日

東京労働局長
土田 浩史 殿

[REDACTED]
就労場所 東京都渋谷区 [REDACTED]

武藤 瞳美

異議申出書

東京労働局一般公示第245号に対し、東京で働く一労働者として、異議を申し出ます。異議の内容及び理由は、下記のとおり。

記

1. 東京都の最低賃金1,013円で働く非正規労働者は、はたらけどはたらけど猶わが生活楽にならざり、ちっと手を見る・石川啄木『一握の砂』状態にある。
2. 東京都の最低賃金審議会を構成する委員の中に、最低時給で働く労働者はおろか、時給で働く労働者さえもいないと見受けられる。
3. 最低賃金で働く労働者の生活実態を伝える、生の声を届ける場が設けられていない。
4. 最低賃金が改定されなければ、1円の時給UPさえも望めない非正規労働者が数多くいる。
5. 大都会渋谷のコンビニでさえ、1,013円という最低賃金ちょうどの時給で、最近、求人募集がされ始めている。それほど、最低賃金の与える影響力は大きい。
6. 今年、最低賃金が改定されなければ、この先5年間は、引き上げが見込めない。
7. コロナ禍で、さらに厳しい状況に追い込まれたのは、シフトカットや時間短縮などで労働時間を大幅に減らされた、時給で働く労働者である。
8. 時給で働き、最低生計費(約23万円)を稼ぐのは、至難の業である。到底この最低賃金では、結婚したり、子供を育てたりできないだけでなく、自活さえも困難である。
9. 未首有の先行き不透明な経済状況の中、景気の悪化を受け、最低賃金を賃金の抑制に、またその最低の時給で働く労働者を雇用の調整弁にされては、もともと低賃金・低待遇のため、暮らせません。
10. 民主主義と称した多数決での決定は、果たして、民衆の意志を反映したものなのか？これについては、参考資料を別添します。

よって、1円でも2円でも、最賃引き上げの再検討を申し出ます。

以上

別添資料

多數決は、民主主義の象徴として使われますが、民主主義の前には「一部のエライ人達が何でも勝手に決めてしまって、その他大勢の意見は無視される」という社会があった（今もある）。そういう社会のシステムはわりと単純である。権力が一部に集中しているからだ。しかし、社会が複雑化すると、複雑な社会システムを動かすために一般庶民を教育して、ある程度の権限を与える必要が生じる。教育を受けた一般庶民は自分の意見を主張するようになり、そうやって「その他大勢」の意見が無視できなくなると多數決の民主主義になるわけだ。

自分の意見を主張したい一般庶民にとって多數決の民主主義がいいということになる。だが、多數決の民主主義も完璧ではない。現在の民主主義は間接民主主義だから「多數決でエライ人達を選ぶ」ことになって、「やっぱり一部のエライ人達が何でも勝手に決めている」という状況も生まれる。そういう状況はあまり民主的ではない。最近、地方自治体で住民投票条例が流行っているのは「エライ人には任せつけないから、直接民主主義を導入しよう」ということだろう。

ともかく民主主義の基本は多數決なのだが、「多數決の結果、選択されなかつた少數意見をどうするのか」という問題もある。「多數決の結果には全員が従わなくてはならない」というのは全体主義である。少數意見も尊重しないと民主的であることはならない。ところが、少數意見を取り入れれば取り入れるほど社会システムは複雑で非効率になる。だから、近代化を目指して効率を優先する時代には少數意見は切り捨てられがちだ。その後、社会が豊かになると少數意見を取り入れる余裕が生まれる。というより、社会というものは少數の意見を取り入れることで豊かになる。

少數意見を尊重したとしてもまだ不充分だ。民主主義といつても参政権があるのは大人だけである。子どもたちにとって、民主主義というのも「人が勝手に決めてしまう」という非民主的な制度だ。子どもたちは民主主義の多數決に参加できない。過去に生きていた人もこれから生まれてくる人も他の国の人も参加できない。民主主義の多數決は「今ここで生きている大人」だけで勝手にものごとを決める制度である。

民主主義の多數決に一票を投じる権利を持っている人間は、「一部のエライ人」なのだ。多數決に参加する人間が「票を持っていない人々」のことを考えなければ、その社会は「自分勝手なエライ人がたくさんいるだけ」という非民主的な状態になる。多數決は民主主義の本質ではないのだ。少數意見が切り捨てられず、多様な意見を取り入れた結論に至ることが民主的なのである。

2020年8月18日

東京労働局長

土田 浩史 殿

氏名／網野 [REDACTED]
住所／東京都杉並区 [REDACTED]

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1、異議の内容

東京地方最低賃金審議会の意見が「現行どおり」と引上げゼロにされたことに、異議があります。1500円に近づくよう大幅に引上げるべきです。

2、理由

私の職場は、正社員の総合職・専任職と処遇の異なる社員の下に、契約社員・パート社員と何層にもなる格差賃金が存在しており、さらに20年に渡りベースアップがないため企業内最賃は、東京都の最賃とほぼ同額になっています。

東京都の最賃・時給1013円では普通に働いても普通に生活することはできません。最低でも時給1500円は必要です。さらに全国どこに暮らしても生活費はそう変わらないことも生計費調査ではっきりしています。

最賃を引き上げることで全体の賃金水準も上がり、長く続くと予想されるコロナ禍での生活が少しでも安心できるよう、引上げを実施して頂きたく異議を申し出ます。

以上

2020年8月18日

東京労働局長
土田 浩史 殿

全労連・全国一般東京地本
都市銀行関連労働組合
中央執行委員長 塚本

2020年最低賃金審議会答申への異議申し出

1. 異議の内容

東京地方最低賃金審議会が、「現行どおり」と答申、引上げ額をゼロとしたことに異議を申し出ます。今年度は、現行の1013円を大幅に引上げ、1500円に出来るだけ近づけるべきです。

2. 理由

新型コロナ感染拡大の中、銀行は生活インフラ・公共サービスとして営業継続が義務づけられています。一部テレワークで仕事をする行員がいる一方で、大半の行員は不特定多数と毎日接触する店舗や事務センターなど密な職場に出続けています。そのかなりの業務を最低賃金ぎりぎりで働く非正規社員が担っています。

収入を得るため、体調が悪くても子供の面倒を見る人がいなくても休めないという事態が起きています。新自由主義によって最も犠牲となってきた層がコロナ禍の下でも最も犠牲を負わされようとしています。

銀行は利益を上げていても、最低賃金が引き揚げられなければ賃金を上げようとはしません。この為、大半の非正規社員の給与は最低賃金近辺の水準に留まっています。

中小企業が苦境にあり最低賃金は上げられないといわれますが、中小企業の苦境は、大企業との不公正取引が主な原因です。この点にメスを入れ、中小企業を支援しながら、最低賃金を引き揚げなければ、日本経済の再生は不可能です。

東京労働局として、今般の審議会意見にとらわれず、行政の責任として大幅に最賃を引上げ、東京で働く労働者の最低生活保障の改善を図っていただくよう願います。

以上

速篠先/ [REDACTED]

TEL [REDACTED]

2020年8月19日

東京労働局長

土田 浩史 殿

出版労働組合連合会

東京地域協議会連絡会

議長 小日向 芳子

異議申出書

2020年8月5日、貴殿は東京都最低賃金を現行通りとする公示を行った。日本出版労働組合連合会（出版労連）東京地域協議会連絡会（東京地協連）は、東京都最低賃金を現行通りとすることに対し、最低賃金法（最賃法）第12条、及び、最低賃金法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出る。以下、異議の内容及び理由を述べる。

(1)

8月5日に開催された第416回東京地方最低賃金審議会では、労使の意見の隔たりが大きく専門部長名で「東京都最低賃金については、現行通りとする結論に達した」との報告が行われたが、審議会としての採決を行う際、労働側専門委員より反対意見が述べられ、3人の委員が答申案の採決を拒否して退席したと報じられている。これが事実であれば、審議会において審議がつくされたとは言えず、あらためて最低賃金についての審議を行うべきである。

(2)

コロナ禍による景気の後退を理由に最低賃金を現行通りとしたと報じられている。最低賃金法によれば、労働条件の改善によって労働者の生活の安定と、労働力の質的向上とともに、事業の公正な競争の確保によって国民経済の健全な発展に寄与することを最低賃金の目的としている。そうであるならば、コロナ禍のいまこそ、最低賃金の引き上げによって、国内需要をつくりだし、景気を好転させていくという経済循環が求められている。政府の「骨太の方針」で、「景気の好循環継続の鍵となる賃上げ」としていることや、最賃法においても最低賃金引き上げによって「国民経済の健全な発展に寄与する」と明確に示していることからも、最低賃金の引き上げが必要であると考える。

(3)

最賃法が目的とする「事業の公正な競争の確保」は、大企業だけに利益が集中することなく、中小企業・小規模事業者にも利益を生み出せるように、労働者を確保することが必要であり、そのために最低賃金引き上げと、中小企業・小規模事業者への賃金引き上げの直接的な支援策をセットで行うことが必要である。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査(令和元年 2019年)」によれば、出版業を含む産業分

類 G41. 映像・音声・文字情報制作業において、10~99 人規模と 1,000 人以上の規模の事業所で、20~24 歳の若年層では 1.48 倍の賃金格差が生じている。東京都産業労働局の「中小企業の賃金・退職金事情」(平成 30 年 2018 年)によれば、映像・音声・文字情報制作業において、事業の労働組合の有無で賃金が 1.28 倍の格差があるとの結果が示されている。出版労連加盟組合の職場においても、高卒初任給が 2.31 倍の格差となっている。これらのデータをみれば、事業所の規模や労働組合の有無によって賃金格差が生じており、公正競争の阻害要因となっていることは明かである。東京都出版業特定最賃(出版最賃)が廃止され、地域最賃が摘要となった現在、出版業における賃金格差を是正する立場からも、地域最賃のさらなる引き上げが必要である。

(4)

出版労連も参加する東京地協、東京春闌共闘の最低生計費試算調査でも、東京で若年単身者が一人暮らしするのには時給換算で 1,600~1,700 円必要であるとのデータも報告されている。このことからも、コロナ禍においても、低廉な賃金の労働者の生活向上のために最低賃金を少なくとも 1,500 円以上にすることは急務である。

出版労連に加盟する個人加盟組合・出版情報関連ユニオンの組合員も東京都北区の事業所で最低賃金と同額の賃金で働いている。この賃金額で働いている実態は、病気にかかっても休業できずに無理して働くを得ない。両親が病気でも休暇をとつて見舞うこともできない。昼食は、100 円のワンコインでパンやカップ麺ですませる。夜間は、室内灯の消灯や冷暖房を止めるなどして電気代の節約に努めるといった生活を送っている。憲法で保障された健康で文化的な生活とはほど遠い生活実態である。この実態を放置することは、憲法違反であるといわざるを得ず、許されることではない。このような状況の解消のために、最低賃金引き上げが必要なことはいうまでもない。

(5)

出版労連東京地協連は、最低賃金額を引き上げ、全国どこでも、誰でも 8 時間働けば必要最低限の生活が送れる最低賃金を求めるものである。貴殿が、東京都最低賃金審議会に対して最低賃金の金額決定について再度諮問を行うよう求める。

以上

【本件連絡先】

所在地 〒 [REDACTED]

連絡先 Tel. [REDACTED] Fax. [REDACTED]

担当者 [REDACTED]

2020年8月19日

東京労働局長 土田 浩史 殿

AEQUITAS／エキタス

代表 山本 耕平

東京都江東区南砂2-3-2-343

TEL: [REDACTED]

最低賃金引き上げ凍結への異議申し立て 私たちの声を聞いてください

私たちは最低賃金1500円の実現を求める市民団体AEQUITAS（エキタス）と申します。8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会において、改定される東京都の最低賃金額を「現行どおり」とする結論が東京労働局長に答申されました。私たちはこれに対し、異議を申し立てます。

現状の最低賃金の時給1013円では、到底生活ができません。1013円では、1日8時間・週40時間フルタイム働いても、額面収入は16万円ほどにしかなりません。ここから、社会保険料や税金が控除されます。今の東京で健康で文化的な最低限度の生活ができるレベルではありません。

正規労働者・非正規労働者に関わらず、最低賃金レベルの労働者が増え続けています。低賃金労働者が増加を続け、貧困と格差がさらに拡大し、貧困を背景とした様々な問題を引き起こしています。また、コロナ禍で、休むことを許されない医療・介護従事者、保育士、スーパー・コンビニ店員、運送業、非正規公務員などのエッセンシャルワーカーらの間でも、低賃金が蔓延しており、感染リスクを抱えたまま働くには全く割に合わない賃金水準となっており、深刻な矛盾を引き起こしています。私たちの生活は悪化を続けており、待ったなしの状況です。それにも関わらず、今回、最低賃金の引き上げが凍結されることとは私たち労働者の生活のリアルが無視されているものと言わざるを得ません。私たちを無視しないでください。

エキタスは今回、最低賃金引き上げを凍結する答申に対して異議の意見をネットで集めました。その結果、多くの市民から最低賃金引き上げ凍結に反対する声が170人もの人々から寄せられました。どの意見も切実な生活苦や悪化する経済状況を訴えるものです。これらの意見が私たちのリアルです。エキタスとして、寄せられた声とともに異議を申し立てます。

どうか、私たちの声を聞いてください。

私たちに寄せられた労働者の声を真摯に受け止め、審議をやり直してください。

そして、最低賃金引き上げ凍結を撤回し、最低賃金を1500円にしてください。

以下、市民からの異議申し立てです。

20代 保育士 非正規労働者

"保育士として現在働いています。コロナなのに職場は密です。子どもがいるところは特に濃厚接触です。抱っこしたり、話している時に咳やくしゃみもされることがよくあります。それでも保護者は家庭の為、介護や医療などエッセンシャルワーカーであるならなおさら仕事を休むことができないので保育園へ預けにきます。

こんな危険な中働いているというのにスタッフには危険手当など一切ありません。賃金も、弾力運用のせいもあって、保育士は国家資格なのに、子どもたちの命を守っているというのに低いです。最低賃金で働かされている人たちがどれだけいるでしょうか。貧困で苦しい人がほとんどだと思います。最低賃金が低いままでは健康的に生きていくことが難しいです。子どもをつくることをあきらめて少子化も進むばかりです。

最低賃金引き上げ凍結は止めてください。強く反対します。"

30代 非正規労働者

私は非正規労働者です。満足に学校も行けないので正社員に採用されませんでした。生きていかなきゃならないから、非正規雇用で働くを得ません。1日8時間労働、週5日勤務。社会人になって9年目ですが、ボーナスなんて今までもらったことありません。手取り12.3万ぐらいで家賃は4万5千円です。貯金は100万円以下です。具合が悪くても休めない時があります。自分が健康に生きていけるのかという不安は年々濃くなるばかりです。いま日本で働く非正規労働者は家計自立型の労働者です。家計を補助するために働く非正規労働者は少数です。時給1,020円じゃ心身共に健康に生きていけません。でも私は今、正社員になりたいとも思いません。それは割に合わないからです。長時間労働、残業代未払い、残業する奴がエライ…そんな風潮がかすかにでも残っているなら非正規労働者として賃上げを要求し続ける方がマシです。早く賃金上げてください。健康で文化的にも豊かに生きていいです。コロナ流行前から日本で暮らす人はみんな貧しくなっています。「自分は貧しい弱者じゃない。あいつよりはマシだ」と困っているもの同士が蹴落とし合う世の中はやめたいです。まず生きていくために賃金上げてください。時給2,000円は最低でも必要です。

40代 パート 匿名希望

"就労継続支援A型にて最低賃金で働いています。昨今の新型コロナの影響で仕事が少なくなったためか、これまでよりも負荷がかかる仕事が増えています。休日は殆ど寝ています。給料は最低賃金ですが、新型コロナの影響で色々なものの値段が上がり、生活は苦しいです。最低賃金引き上げ凍結？ふざけるな、という感じです。"

20代 会社員

"現在、都内で正社員として働いています。

以前は正社員でしたが月給15万で働いていました。みなしだれ込みです。

手取りは13万円以下でした。ほんの5年前程の話です。

東京の新宿で働いていてもこれだけしかもらえず、実家から出ることもできず、しかしそれが当たり前かと思っていました。

私は、自分の子供に、そんな低賃金が当たり前だと思ってほしくありません。

最低賃金は、働く場所に住み、食事が出来、多少の娯楽がある生活ができる程のお金が必要です。

最低限生きられればいい、という金額ではありません。

また、最低賃金を上げないというのは愚策です。

今、働いている人にしっかり賃金を支払うことこそが、経済をまわす行為だと思います。

そもそも、日本は低賃金な上に高税金です。他国と比べ庶民の貧困化が著しいです。

コロナで企業に負担が、と対策をしたいのであれば、消費税を減税にする方が先です。

私は、日本の未来の為、最低賃金引き上げを凍結することに意義を申し立てます。"

30代 イベント関連フリーランス [REDACTED]

"イベント自粛といいながら補償なし、

持続化給付金ももらえない。

緊急事態宣言解除されたら日雇バイトに仕事取られる。

元々賃金低いので生活できない。

最低賃金上げてください。希望をください"

無職 [REDACTED]

"介護職していました 祝祭日休み無しに働いても、手取りが￥14万、暮らせなくて母から援助して貰ってました

娘は学生です

必死に働いても貧しいなんておかしい

余裕がある暮らしжен出来る賃金を保証して欲しいです"

50代 非正規労働者 [REDACTED]

"私はとある医療関連企業で非正規として働く労働者です。

今長時間労働や、正社員からふるわれた暴力等により鬱病を発症して休職しています。

正社員の暴力はともかく、鬱病の原因になった長時間労働は最低賃金がいまより高かったらしなくてすんだことです。

どうか最低賃金引き上げ凍結を撤回してください。"

40代 会社員

"現在の最低賃金では生活できません。

最低賃金を引き上げるべきです。

消費税が10%になる前から、節約生活でしたが、消費税10%&コロナ禍で、予定外想定外の出費で、血を流しながら走ってるようです。もう、どこが痛いのかもわからないけど、走らないと死ぬから走ってる状態です。

経済大国とかいっていた日本で、働いているのに生活できない人を、いつまでも放置しているのは、おかしいと思います。

生きていくのに必要な水準に最低賃金を引き上げて下さい。"

30代 ヘルパー

"新型コロナウィルス感染拡大に伴い、個人でも感染予防のためのマスクやアルコールの用意、ストレス解消や3密を避けるために必要な各種出費が増えています。コロナを理由に最低賃金が据え置かれると、今の行政の不十分な新型コロナ対策の状況においては、最低賃金で働く者が感染防止対策にお金をかけられず、更なる感染拡大とそれによる経済的打撃が起きる可能性があります。

このまま感染と貧困が広まらないように、最低賃金を上げる必要があります。最低賃金引き上げの凍結に反対します。"

50代 非正規雇用

"短期の非正規で働いてますので、いつ次の仕事がなくなってもおかしくない状況です。仕事を探す際、月々どうしても必要な額に達する働き方をすると9時間労働や週6日労働など考えねばなりません。間にアルバイトなども挟みますが、交通費込みなど当たり前で時給¥1100を下回る所もザラです。

家賃と税金を払ったら生活費はカツカツ、月に一度友人と会うにも躊躇するくらいです。私達が下支えしている事で大企業が多額な税金を納められる構造でもあるはずなのに、その大企業が作る余暇さえ楽しむ時間もお金も作り出せない現状です。こうしてお金を使わない人々が増えたら経済は益々逼迫するのではないか?

最低賃金の底上げをする事で私達にも楽しむゆとりが生まれ、経済が活性化すると感じます。

経済は大きな流れだけで成り立っているわけではない。小さな流れである私達も幸福を感じなければ、国として幼稚であると思わざるを得ません。

最低賃金引き上げ凍結の見直しを求めます。"

20代 パート 介護士

介護職は最低賃金が低い為、生活費を稼げないと介護の仕事を避ける人がいます。何年も前から慢性的な人員不足の介護施設が多いです。このままだと将来は介護業自体が無くなってしまう可能性があります。最低賃金を上げるべきです。

50代 非正規ダブルワーカー

私は都内のスーパーで働いています。でも、それだけでは生活が苦しくコンビニでも働いています。コロナ感染のリスクを抱えながら、休みなく。最低賃金は直接時給に反映されます。商品の値段は少しづつ高くなり、切り詰めるところを日々見直すとともに命をけずり暮らしている状態です。自分のような生活を強いられている若者がどれだけいるでしょうか？未来ある子どもたちが、貧困に喘ぐ姿を見るのは辛いです。この国を支えていく若者が希望をもって生きていけるように、最低賃金は少しづつでも引き上げるべきです。凍結を撤回し改めて審議のやり直しを望みます。

元セックスワーカー

わたしは都内でセックスワーカーをしていました。この仕事をしていたのは親のDVから逃れるためです。でもコロナ禍でお客様がこなくなりました。不安なのは仕方ないと思いません。給付金をもらうにも世帯ごとの親に「お願い」をしなければいけません。それでも生きないといけないのかと不安になりながら仕事をこなしています。客の要望は増え、単価が安くなりました。レイブをされたこともありますが、これを言うとどうなるんだろうという不安から言えません。これ以上安い仕事はしたくありません。

保育士

保育に携わる身としては、子どもの貧困率が高くなることはたいへん心配です。経済的な困難は金銭面だけではなく心のゆとりも無くします。保護者が安心して働くことで子どもとの関わり方も変わります。先進国の首都として、自治体の手本となってください。他国を羨ましがらせないでください。都民で良かったと思わせてください。最低賃金引き上げの凍結はやめて、人間らしく暮らせる東京を目指してください。

30代 自営業

"ハンドメイドの作家をしています。

個人の顧客に直接品物を販売する職業の者にとって、私の作品を買ってくれる顧客の生活が安定しないと、私の生活自体が成り立ちません。

ただできえ、消費税の増税などで一般の皆さんの可処分所得が減り、作家たちは苦しんでいます。

最低賃金ギリギリで仕事をしている人が多い日本では、そこが引き上がるかどうかが、サービスを提供して賃金を貰っている人、物を売って生活をしている人、全ての人にとての死活問題です。

本当は3%よりも、もっと大きく引き上げるべきだと思いますが、せめて、これまでと同じ分だけでも引き上げるべきです。"

40代 生協の非正規雇用労働者

私は東京都内の生活協同組合で働く非正規雇用労働者です。配送のアシスタントとして、トラックに同乗しています。コロナ感染のリスクを負いながらも、休業すること無く働き続けています。組合員の生活を維持向上させるという、社会的に必要不可欠な業務をこなしていますが、時給は「最賃+10円程度」です。これでは、どんなに頑張っても月15万円程度しか貰えません。一人ではとても暮らせない賃金水準です。今春闇では時給のベースアップを勝ち取ることが出来ず、最賃の引き上げに期待していましたが、「凍結」という答申にはがっかりしました。コロナ禍のもとでも社会を支えるために懸命に働く労働者に報いるためにも、最低賃金を引き上げるべきです。

20代飲食業従事者

"これまでさまざまな飲食店で働いてきました。飲食労働は長時間低賃金待遇であることが多く、離職率も非常に高い業界です。

さらにこのコロナ禍で大きな被害を受けている業種でもあり、ほとんどの飲食従事者は将来の先行きに不安を感じていると思います。

わたしは、飲食で労働者の立場から最低賃金引き上げを求めます。

と同時に、飲食でサービスを行う立場からも最低賃金引き上げの必要性を感じています。

一般的に言って外食は嗜好行動であり、給与が少なくなれば真っ先に切り捨てられる支出です。飲食を利用するお客様一人一人が十分な給与を得られることが、飲食店の利用に繋がり、飲食労働者の安定した雇用にも繋がるだろうと考えます。

コロナ禍の今だからこそ最低賃金引き上げは急務であるはずです。最低賃金引き上げの凍結に強く反対します。

広い視野を持って議論が行われることを望んでいます。"

30代 会社員

"私の知り合いにも、職場にも非正規労働者はおり、最低賃金にその給与は左右されます。特に東京が賃上げを見送る場合、地方の労働者にもその影響は波及します。ぜひその点も考慮しご参考をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス対応で過重労働をしている介護、医療関係、流通関係者の雇用の下支えもいまの最低賃金ではできません。安定した雇用、労使関係のためにも賃上げをお願いいたします。

まして、昨年消費税は2%増税されており、確実に非正規労働者の可処分所得は下がっています。来年の最低賃金据えおきでは、家計は苦しむばかりです。

最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくことで、社会不安、個人の困窮を解消す

べきです。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論をお願いいたします。"

20代 新卒

私は新卒で時給1400円で働いていますが、今の賃金でも正直生活に不安があります。東京で普通の生活をするには最低賃金は1700円必要という調査結果もあるそうですが、本当にそうだと思います。時給1400円の私でも親にいまだに頼らないと生活が安定しません。現在の東京都の最低賃金は1013円。この賃金では生活に全く余裕が無いことはコロナ禍で明らかになったと思います。憲法にも書かれている「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも最低賃金を上げてください。コロナの今だからこそ上げて欲しいです。

20代 会社員

"母がレストランで夜バイトをしています。
少しでも最低賃金が上がれば、手取りを増やすことができます。また、医療機関の方々が一緒に懸命に働いているのにも関わらずボーナスカットなどを聞き心を痛めています。今必要な人達のためにも最低賃金を上げることは必要ではないでしょうか。
最低賃金引き上げ凍結を中止し、
最低賃金引き上げを求めます。"

非正規労働者

労働しても生存権が保障されないのはおかしいです。最低賃金を早急に1500円以上にすべきです。

40代 非正規労働者

コロナ禍においても最低賃金を上げることは最重要と考える。たしかに前年に比べて企業の利益は落ちているだろうが、ただでさえ低賃金で生活している労働者は、最低賃金が凍結されれば、生活は逼迫する。消費も冷え込みさらなる経済の収縮も予想される。1円でも上げるべきだ。現況の貧困と予想される貧困をすこしでも和らげるには、最低賃金を上げるべきだ。

30代 団体職員

"今回の答申は、どのような生活を想定しての金額(凍結)なのか、とても疑問に思います。最賃近くの時給で働く労働者の意見は聞いたのですか?
非正規労働者が増えている、またコロナ禍で最賃の引き上げがさらに重要になっているにも関わらず、はじめに結論ありきでまともな議論をしなかった審議会に対しても疑問を

抱いています。

中小企業は大変だと思いますが、真水の支援をしながら賃金の底上げをしていかないと、経済も停滞したままになると思います。

最低賃金の引き上げの凍結をやめ、改めて議論し直して下さい。"

30代 会社員

都内で正社員として働いていますが、最低賃金ギリギリの給料で生活もギリギリです。コロナ禍で状況も悪化しており、最賃アップによる生活保障を早急に実施願います。

30代 非正規労働者

今は実家なので生活出来ていますが、最低賃金のまま1人になるとギリギリ生きるだけの生活となってしまいます。最低賃金引き上げの凍結をやめ、文化的な生活を送れるだけの賃金を望みます。

非正規労働者

ただでさえ低賃金で、将来への保証のない生活を強いられている労働者(コロナ禍の中、働くなくてはならないドラッグストアやスーパーの店員もこれに入るのではないか)が大半を占めている日本で、最賃の据え置きはあまりにもひどい。「コロナによる」を理由にすればなんでも許されるわけではない。最賃引き上げ凍結に反対し、再議論を求めます。

40代 非正規労働者

非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

会社員

当たり前に働いて、当たり前に暮らせるようにしてほしい。

30代 非正規

都内で派遣社員として働いています。コロナ禍の影響は今後どの程度続くものなのかまだ誰にもわかりません。だからといってこの最低賃金のままでは生活するのがやっとです。景気が急に上向くこともまず考えられない状況で、この先数年かけて非正規労働者が増加していくことが予想されます。海外では、中長期的な視野で最低賃金を上げた方が経済的に良いという考え方から引き上げている地域もあります。この賃金抑え込みが、労働者ひいては国

民の暮らしを豊かにするとは到底考えられません。現在の国内景気だけを見ずに、将来的な貧困を抑止するために改めて議論していただきたいです。最低賃金の引き上げを求める。

長時間労働者 [REDACTED]

最低賃金は国の力を示す指標です。日本は下り坂を象徴しています。これでいいのでしょうか。労働者に力を。そうすれば消費も上向きます。このままではジリ貧です。

40代 テレフォンオペレーター

最低賃金の凍結に反対します。

40代 派遣社員

今の日本では相対的貧困率が高まっていますが、それもそのはず、非正規労働者の割合が4割近くにも及んでいるからです。しかもその多くは女性で、賃金も最低賃金ギリギリで働くを得ない状況に追いやられています。その中にはシングルマザーも実に多く、最低賃金での月給では子供を養っていくことはとても難しいです。このような生活に一切の余裕もなく、未来に対する希望も抱けないような働き方をさせていいはずがありません。もし母親が怪我や病気などで収入が途絶えてしまうとしたら、それこそ家族は奈落の底に突き落とされてしまいます。働きど生活が楽にならない人たちをこれ以上増やしていくはずがありません。唯一言えることは、生活困窮者にとって一刻も早く賃金の上昇が必要だということです。

三十代 自営業 匿名

"感染症予防対策としての給付金も雀の涙、子育て支援も乏しく、今の状態が続けば多くの市民に生活保護が必要となることは確実。保育士不足解消のためにも、最低賃金引き上げは国としての急務。

これほどまで低い賃金で先進国気取りとは笑わせる。発展途上国も賃金は軒並み上昇している。日本はとっくに後進国ですよ。"

30代 会社員 [REDACTED]

"最低賃金ラインで働く労働者は年々増え続けている中、引き上げ凍結は許せません。コロナ禍で雇用が不安定になっている中、ただでさえ生活は苦しくなっているのに、この決定は労働者をさらに追い込むものです。

最低賃金をせめて例年並みに引き上げてください。企業や財界は生き残っても、労働者やその暮らしが立ち行かなくなつては意味がありません。よろしくお願ひします。"

50代 パート [REDACTED]

"非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないかでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。"

30代フリーランス

ただでさえ低すぎる最低賃金を引き上げ凍結するのは言語道断。真っ当な住まい環境すら確保できない賃金は、自宅に居られない人を増やして感染症を広めることになり得ます。最低でも、賃金引き上げ凍結はやめるべき。

20代男性

非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないかでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

20代 団体職員

"都内で働く20代の団体職員です。物価や税金は年々上がっているのに、最低賃金だけが上がらないのは不自然です。

コロナを理由に会社の給料引き上げ（定期昇給・ベースアップ）が据え置かれている中、民間賃金の指標となる最低賃金の引き上げ凍結は、賃下げのスパイラルを生み出します。

コロナ禍のもと、休むこともできず、低賃金で働くエッセンシャルワーカーに対して国は報いるべきです。

こういう事態だからこそ賃金をあげて、人間らしい生活を保障すべきだということを国が率先して示すべきです。それは、この国においては、労働や経済、賃金の専門家である審議会の皆さんであるはずです。"

30代 団体書記

"1日8時間、月22日労働をしても、現在の最低賃金1013円では、17万8288円（税引き）です。これでは一人暮らしをするのも、結婚したり子どもを生み育てること、先々のことを見通すことも困難です。

最低賃金引き上げの凍結ではなく、一人ひとりの生活実態に即した最低賃金水準にするよう求めます。"

自営業 [REDACTED]

"最低賃金引き上げの凍結は長い目で見た場合、全ての人の経済力の悪化に繋がります。最低賃金は欧米並みに引き上げて行かなければなりません。"

年金受給者 [REDACTED]

富の偏在をなくし、公正な再分配を求めます。

29歳コロナ鬱失職者

最低賃金上げろ

無職 [REDACTED]

"最低賃金 1500 円を希望します。最低賃金でも家庭をもって子育てができる、そのラインが必要だと思います。
搾取中抜きをやめて北欧型の最低賃金でも暮らせる社会を求めます!"

文筆業 [REDACTED]

現状の最低賃金を見ると、日本国憲法で国民の権利として定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するには少々足りないと言わざるを得ません。また最低賃金の引き上げにより、貧困層の暮らしに余裕ができれば、日本国内の内需が盛り上がり、経済も活性化するはずです。

40代 ダブルワーカー [REDACTED]

昼間は不動産屋で働いていますが最低賃金です。消費税も上がり家計が圧迫されているのに見合った給料が貰えません。最低賃金値上げを！

30代 フリーター [REDACTED]

今の最低賃金では生活が保障されません。生活するために労働はありますが、労働しても生活すらできない賃金水準は国による棄民政策です。人々の暮らしを守るために最低賃金を早急に 1500 円にしなければいけません。今回の最低賃金の据え置きは人々の生活を顧みないことを意味します。人々のために国があるという原則に立ち戻り最低賃金の引き上げを求めます。

非正規労働者 [REDACTED]

今の賃金では生活は愚か納税もままなりません。今回の最低賃金引き上げ凍結に反対します。一つの身体と 24 時間でせいいっぱい働いていますが限界です。私の生活を助けてください。

30代 会社員

"現状の最低賃金ですら月20日働いても生活が苦しいです。現在時給で払われている労働も、市民の生活にとても影響しています。たとえばコンビニやスーパー、宅配便。それらは誰でも使います。そういう生活に常に関わる労働の賃上げこそ必要なのに、最賃引き下げ凍結となると働くひとがいなくなってしまいます。賃金の低さは労働環境の悪化にも繋がるので、賃上げをするよう強く求めます。"

30代 ダブルワーカー

「アルバイトを主たる収入にしていますが、アルバイトの賃金で贅沢こそできないが余裕のある暮らしができる程度が健全な社会ではないかと思います。」

40代 派遣

"安い賃金でいくら利益をあげても、将来的にいい事はありません。どんどん国が衰退していくのは勘弁してください。"

30代 パート

"非正規労働者ですが最低賃金です。コロナ禍とはいえ、一生懸命働いている人たちが少しでも報われるよう、最低賃金を引き上げるべきです。そのため、今回の最低賃金引き上げ凍結には反対です。"

40代 介助士

「最低賃金を上げれば内需が上がり景気が良くなります。生活費以外の事にお金が使えるからです。日本全国で最低賃金が上がれば…言わなくても分かるはずです。改めて議論してください。」

40代 非正規労働者

"非正規労働者は最低賃金が1500円以上ないと生きていけない。最低賃金の引き上げを求める。"

20代 会社員 匿名

"クリエイティブを志す者にとって時給社員という選択肢は彼らの創造の時間と衣食住を支える大切な一手です。最低賃金引き上げ凍結を行うより

寧ろ時給増にすることで彼らの生活は潤い、
より良いアイデアを生み出す
一助となることは間違いないです。
彼らの生み出す素晴らしいデザイン、
エンターテインメント、アートが
国を発展させて更なる利潤を、
生み出すことでしょう。
最低賃金引き上げに反対します、
クリエイターにとってより良い環境の
創出を求めます。"

50代 団体職員

"女性の6割が非正規で働いています。その多くの方が8時間働いても普通に暮らすことが出来ません。最低賃金は誰もが8時間働けば普通に暮らせる金額にすべきです。コロナ禍で大変な時だからこそ、下支えが必要です。最賃の凍結をやめ、引き上げに向けて再度議論することを求める。非正規で働く当事者の声に耳を傾けて下さい。"

30代 医療総合事務

"都内の医療機関に勤務しています。新型コロナウイルス感染拡大の最前線で、公的・民間問わず全ての医療機関がギリギリのところで都内の医療体制を支えています。ところで、医療現場が最低賃金ギリギリの賃金水準である非正規労働者に支えられていることはご存知でしょうか？受付事務や清掃スタッフ、無資格の看護助手もそうです。彼ら彼女らがいなくては医療提供体制は維持できません。しかし彼らは、フルタイムで働いてもいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準から脱することができない賃金で働いているのです。そんな賃金で、感染リスクを負いながら働き続けることができるでしょうか？医療提供体制を守るためにも、最低賃金の引き上げは急務です。引き上げ凍結の再考を求めます。"

会社員

"私は、東京都内でコンサルタント業の仕事をしているサラリーマンです。しかしながら、昨年までは、まさに1020円の低賃金で非正規の仕事をしていました。この時、私が、積み重なる家賃や奨学金の支払いのために、どんなに苦しんだかわかりません。最低生計費のためには1013円で十分であるという分析は、家計の負債部門を無視している点でまったく不

当なものです。

最低賃金で働かざるを得ない若い世代は、多くの場合、奨学金を始めとする負債を負っているものです。現実を見据えた審議の見直しを求めます。

経営側委員の方も、どうか心配をしないで頂きたい。最低賃金の引き上げ分は、ほぼ全部が、都内での商品・サービスの購入に使われます。私たちに貯金をする余裕など無いし、昔と違い、ろくな金利も付かないのです。

50代 [REDACTED]

こんなに給料安くして生きていけないです。

30代会社員 [REDACTED]

コロナだろうが働かねば食つていけぬので皆が働いている。ただでさえ今の最低賃金では食つていけない。また、金がなければ病院にもがかれないと。無理して働けばコロナに罹患する可能性が上がる。負のスパイラルだ。国民が生きていくためにも最低賃金引き上げをすべきだ。

非正規 シングルマザー [REDACTED]

やっていけません

40代 介護士 [REDACTED]

"愛知県の特別養護老人ホームではたらいています。非正規労働者ですが、正規と同様の職務内容であるにも関わらず、時給は最低賃金です。最低賃金の収入では生活が困難です。コロナ禍とはいえ、一生懸命働いている人たちが少しでも報われるよう、最低賃金を引き上げるべきです。そのため、今回の最低賃金引き上げ凍結には反対です。"

40代 サラリーマン [REDACTED]

私の職場でも非正規労働者が増えており、過酷な職務の割に収入が少なくこのままでは野垂れ死にするのではと悲観的になっている方も増えています。職務に見合った賃金、生活できる賃金を支給すべきであり、現状の賃金体系ではますます貧困層が増加し、最悪の場合、餓死者が続出恐れもあります。適正な労働対価を得るためにも最低賃金の引き上げは必要です。今までの賃金が不当に安かったとしか思えません。

50代 無職 大阪の匿名求職者

"コロナ禍の中で、世界中でライフラインや社会の最低限の機能を維持するために働くエッセンシャル・ワーカーの賃金が非常に低いことが問題になっています。ウイルス感染の恐れの中で命をかけて社会を守っている人たちが、低報酬で働いているという現状自体が理不

尽なものですが、その最低限を引き上げるための大きな機能である最低賃金を「今こそ」引き上げないというのはどういうことでしょうか？コロナ対策の給付金が足りないと言われる中、せめて感染の危険をおして働いた場合には少しでも収入の後押しをするべきではないでしょうか？その場合に企業財政が問題であるのなら、なぜ公金を投入して企業を支えないのでしょうか。コロナ禍の中での社会・経済の底上げのため、改めて最低賃金引き上げに向けた議論が行われるべきです。”

60代 派遣社員 匿名

最低賃金は、引き上げられるべき。

40代 自営業

コロナなのに補償も少なく働き続けないといけない。そんな中で最低賃金引き上げ凍結なんて踏んだり蹴ったりです。市民をいじめないです。

40代 栄養士

生活が酷く貧しいのを改善して下さい。

20代 無職

二年間働いていましたが長時間労働やパワハラによる労働環境で心身に不調をきたしました。せめて最低賃金が上がらないとやっていけないと思いました。

40代 ダブルワーカー

“非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。”

40代 契約社員

“消費税8%、10%の増税に伴い、生活必需品の物価上昇も続いて日常を圧迫しています。それに伴い最低賃金も上げるべきなのに、全く追いついていません。AI化できない、人手が必要な職種やサービスは山ほどあるのに、募集をかけても人材が集まりません。企業が人件費を最大のコストと捉え、減らそうとするからです。結果、若手は100円でも時給の高い仕事に流れてしまい、育ちません。

高齢者をパート継続雇用に変えたり、外国人労働者を入れてしのいでみても、よくて数年の使い捨てにせざるを得ない。悪循環が続いています。

こうした悪循環を経つために、最大賃金をせめて全国一律1500円とし、だれもが安定した仕事を続けられるように国が動くべきです。企業の年間収益に準じて大企業には最低賃金の支給を義務化し、それが難しい中小個人企業には国が支援するしくみを作ってください。高い賃金をもとめ都市部に出なくとも地元で安定した生活ができるようになれば、地方経済の衰退と人口流出、少子化に歯止めをかけられるはずです。

経済の再分配を進めないかぎり、成長どころか日本の衰退は止まりません。"

30代 会社員（ウェブ広告）

以前非正規雇用で働いていたものです。生活できない水準ということはありませんでしたが、貯金が十分に出来るレベルではなく、常に仕事が切られてしまったらどうなるのかという不安が付きまとっていました。現状の最低賃金は明らかに労働者側に過剰なリスクとコストを押し付けた不条理かつ社会の維持体制を劣化、脆弱にする悪質さに直結した許しがたいものです。全ての人が怪我や病気、またその他様々な事情で働けなくなったりしても、安心して回復に専念できる貯蓄を可能とするレベルこそ最低賃金水準に求められるものだと思います。一刻も早い最低賃金引上げの凍結停止を切に願います。

20代 非正規労働者

"東京都の最低賃金ギリギリの時給1020円でアルバイトをしています。守られるべき文化だけれど、売り上げは芳しくない。そんな業界にいます。

実家暮らしや学生でもない限り、とても暮らしていける賃金ではありません。そもそもそんな給料で人を働かせても"いい"というのがおかしな話ではないでしょうか。掛け持ちをしてなんとか生活しています。

私は両親のように家を建てたり車を買ったり、休日に少し高いお肉を買ったりなんてことは一生できないのだろうなと思っています。100g100円以下のお肉しか買わない（98円でも高いと思ってしまう）し、服を買うのも半年に一回。このままでは経済も回らず、国民の貧困が急速に進むのは止められません。

金銭的に余裕があると、心に余裕が生まれます。心に余裕があると、物にお金を使い、自分の健康に気を配り、貧困が原因の犯罪率も下がると思います。他者に配慮する心を持ち、経済的な再分配が可能になります。そのためにはまず最低賃金の引き上げが必須ではないでしょうか。

最低賃金の引き上げ凍結に断固反対します。"

40代 会社員

"皆で豊かになっていく社会でなければなりません。

いま貧困とは縁遠くともいつ自分もそうなるかは誰にもわかりません。勤め先が先々まで健全に存在できるか、自分がフルタイムで働いていける心身を維持できるか、誰にも先は見通せないからです。

最低賃金の引き上げは、貧困層を減らすために必要なことであり、下層を上げることで皆の賃金が上がり、経済を回していく力を蓄え発揮していくことに繋がります。

日本は「皆で豊かになる」考え方を共有し、実現していかねば諸外国からどんどん引き離され国民が不幸な国になるばかりだと考えます。

最低賃金の引き上げは行われるべきです。"

無職 60代 [REDACTED]

東京都の最賃 1013 円では、健康で文化的な生活は出来ません。最低限度の生活を維持するためにも時給 1500 円は必要です。[現行どおり]という決定は反対です。改めて議論して下さい。

20代 会社員 [REDACTED]

最低賃金引き上げがこの不況を変える第一歩だと思います。

会社員 [REDACTED]

非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の 6 人に 1 人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

30代 ダブルワーカー [REDACTED]

非正規で働いています。雇用の問題はなかなか厳しく、職場によっては必ずしも多くのシフトに入れるわけではありません。物価、家賃、年金、消費税等の税金、これらは年々上がっていくにも関わらず、残念ながら非正規の時給は劇的に上がることはあります。結果的に働いても貯蓄をもてない若年層の増加が起こっています。現在の最低賃金では、生活費を払うにも苦しい額です。最低賃金の引き上げ凍結には反対致します。

50代 公務員 [REDACTED]

コロナ禍で大変な時であるからこそ、最低賃金の引き上げが必要です。

60代社会福祉士 [REDACTED]

"コロナ禍で経済は停滞していますが、解消するには賃金を上げる事、PCR 検査を拡充する

事、医療機関に金銭的・物資的支援を行う事が最優先です!! GoToTravel やっている場合じゃない!!

会社員 [REDACTED]

"円安誘導の中で物価、税金、社会保障費は上がるばかり。実質可処分所得はどんどん減っていく中で何故最低賃金引き上げが止められなければいけないのか。座して死を待てと言うのでしょうか。

コロナの前に金で死ぬなんて絶対にお断りです。"

50代 非正規社員 [REDACTED]

年金支給も減る一方で先行き見えない中、取る事は一生懸命だが払うのは惜しむみたいな事やってたら未来なんかないです。どうせ増えた分世間に回るのだからどしどし市場に金を放流するくらいの思い切った政策は必要不可欠です。故に消費がより冷え込むような最低賃金引き上げ凍結には反対です。

50代会社員 [REDACTED]

貧困に陥らないため、すでに貧困に陥っている人の命を救うために、最低賃金の引き上げは不可欠です。今回の最低賃金引き上げ凍結に反対します。

30代会社員 [REDACTED]

正社員として働いていますが、自分さえ良ければ、という社会ではいけないと考えております。非正規雇用の方含め、働いてるみんなで社会を作っています。より良い社会のため、このコロナ禍でこそ、みんなで乗り切るために最低賃金を上げることが必要だと思います。

50代 会社員 [REDACTED]

"現在の最低賃金では、最低限度の生活すら難しい金額で、非正規雇用労働者には切実な問題です。

また、最低賃金は、非正規雇用労働者だけでなく、事情を抱え働く事が出来ない方々や正規雇用労働者、そして未来を担う子供達にも影響する問題でもあります。

日本で暮らす全ての人々の生活を守り、貧困を無くすためにも最低賃金引き上げ凍結に反対します。"

非正規労働者 [REDACTED]

非正規労働者にとって、低賃金は大変重要な問題です。昨今のコロナ事情はあるにせよ、人間らしく安心して暮らせる社会を望みます。そのためにも、最低賃金引き上げ凍結に断固反対します！

40代 派遣社員

"コロナの中経理の仕事を始めました。
コロナで自宅勤務もやれるようなシステムにしたらしいですが、その場合、交通費は出なく
なり、通信料や電気代は支給されません。
文房具は自分で買うようになっています。
正社員は少し手当が出たそうです。
会社が貧乏だからって非正規派遣社員にたかるような仕組みが納得できません。"

30代 非正規労働者

税金は上がり続けるのに地方では大都市圏と同じ物価で賃金は低いまま、自家用車必須。こ
れ、おかしい。最低賃金を引き上げなさい！

30代 自営業

漫画家です。最低賃金の引き上げにより低所得層の可処分所得を上げなければ彼らの娯楽
に費やせる金額は減り、市場は狭まり我々エンタメ業の所得も上がりません。所得が上がり
なければ画業を続ける事は困難です。経済的理由で作家が減ることは出版物の多様性を失
い文化の発展を阻害することに繋がります。最低賃金引き上げは日本の経済・文化の発展を
目指すのに必須であり、凍結には断固反対します。

会社員

"現在の収入では1人で生きていくのに精一杯で結婚や育児のことなど到底考えられません。
経済活動を活発にするためにも、少子高齢化を食い止めるためにも最低賃金を引き上げる
ことが必要不可欠だと考えられます。
議論を続けるべきです。"

主婦 匿名

経営者が従業員を大切にせず。社長だけが豪華な生活で、社員を使い捨てにしています。せ
めて最低賃金だけでも上げないと日本が崩壊します。貧困の撲滅を議論して下さい。

30代 非正規労働者

"このコロナ禍で収入が滞っている人、未だに給付金が届かない人がいるのに最低賃金引き
上げを凍結するというのは、民衆に対する「殺意」がないとできない所業だと言わざるを得
ません。

労働者が生活できなくなり、労働者がいなくなれば、産業も立ち行かなくなってしまいます。
何故、こんな小学生でもわかることがわからないのでしょうか。

日本を貧困大国にしないために、最低賃金引き上げ凍結には断固反対します。"

大学教員

「経済を回す」と言っている政府が、最低賃金を引き上げないというは市民を欺くものです。利権がらみの財界・業界をいくら潤してもトリックダウンは起きず、経済は回りません。経済を現場で支える労働者に公正な分配・再分配をしてはじめて経済の再建が可能になるのであり、最低賃金の引き上げはその第一歩です。

30代 会社員

そもそも非正規等の低賃金労働者が増えており、最低賃金の底上げは、会社と交渉する力を持ちにくい非正規労働者の待遇改善のためにはとても重要な対策だと思います。只でさえ昨年の消費税増税で低所得者層は苦しんでいます。低賃金労働者は時間給で働く人も多いので、コロナ渦の時短営業などで働く時間が減ってしまった人への保証としても最低賃金の上昇は有効だと思います。そのため、今回の最低賃金引き上げ凍結には反対です。

60代 相談専門員

私は、非常勤職員で、相談専門員として働いています。少数職場で2人体制の為週5日の窓口対応に最低でも1人は常駐しなくてはならず、急な休みなど取得する事は出来ません。安い賃金で雇用する非正規労働者をこれ以上増やす、正規職員をしっかり増やす事。

20代 大学生

非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないかでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

非正規労働者

コロナ渦だからこそ、最低賃金の引き上げを望みます。最低限1600円程の給料が必要とのデータを見ました。それなのになぜ1000円代なのでしょうか?真面目に働けば最低限の暮らしが保証される世の中を望みます。

求職中の無職ですが、3月まで自治体の非正規職員として、時給830円(宮城県の最低賃金ギリギリ)

"自治体の非正規雇用の職員を、10年以上職場を転々としながら続けています。自治体から率先して最低賃金ギリギリに留め置く体制で、宮城県の最低賃金を数円上回るだけの

時給がずっとでした。

そんな低い賃金から、厚生年金、健康保険料、所得税が差し引かれます。交通費は支給されていません。

こんな状態に留め置かれたままでは貯金もできず、いずれ家賃も払えず路頭に迷うかもしれません。

最低賃金の引き上げを要求し、凍結に反対します。最低賃金は全国一律1500円にするべきです。"

52歳 会社員

"既に安倍晋三内閣になってから

世界的に日本の賃金は全く上昇せず

低所得層には一律の負担となる消費税の増税もあり可処分所得が減少する一方です。

地方の低賃金地域との格差を考慮した上で地域格差是正も含め全般的な賃金の引き上げは必須です"

非正規労働者

"最低賃金引き上げの凍結に反対します。

先進国の都市では年々引き上げているのに東京では現状維持では生活が苦しくなるばかりです。貧困を蔓延させ低賃金の正当化に加担するのは経済政策として誤っています。コロナウイルスによる不況は補償など別の対策で成されるべきであり、都民の生活ベースになる最低賃金とは切り離して考え、むしろ大幅に賃金を上げていく議論を望みます。"

会社員

もう10年前のことですが、フルタイムで働いて手取り7万円、最低限の生活も成り立ちはせんでした。憲法違反だと思います。

40代 会社員

"労働者が貧しくなっていく一方では社会を維持できません。富の偏りは不健全な社会を作ります。再分配は国の役割です。最低賃金引き上げの凍結に反対します。

40代 会社員

"エッセンシャルワーカーを守り、ひとり親世帯を守り、非正規労働者を守って下さい。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。"

20代 会社員

非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないかでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

50代 パート

"最低賃金はあがらないのに消費税は上がり、社会保険料も上がる。これでは年々苦しくなるばかりです。

企業も経費削減のためなかなか賃上げもしてくれません。

なんとかならないのでしょうか。

再考をお願い致します。"

20代 アルバイト

これ以上賃金が上がらなかつたら生活ができないから

パート

"非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないかでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。"

40代 元保育士

"コロナ禍においても、保育士は子ども達の安全を守りながら、その職務を全うしていました。保育士は、国の未来を担う子ども達を支えるという重要な仕事であり、国家資格を有する専門職です。しかしながら保育士の中には、子育てや介護と言った家庭生活との両立を考え非正規で働く人も多く、その多くが最低賃金か、それを基準とした時給で雇用されています。

最低賃金の引き上げは経済に打撃を与えることにはならないというのは、他国の例を見ても既に明らかになっています。保育士を始めとするエッセンシャルワーカーを守るため、最低賃金の引き上げ凍結に意義を申し立てます。"

パート

アベノミクスは失敗していて、トリクルダウンは永久に起こりません。ましてコロナ禍の今、格差は増大していくでしょう。貧困がなくならない限り、景気の回復はなく日本の没落も加速します。最低賃金を引き上げないのは国家の経済政策が破綻した証拠だと思います。後、エッセンシャルワーカーにコロナ手当を支給して下さい。元来、こういう時の為に支払った我々の税金ですので。

50代 地方公務員

"最低賃金の引き上げを求めます。

非正規労働者は地方行政の現場でも多くなっていますが、不安定な雇用形態が改められない限り、賃金を引き上げ余剰を緊急事態への備えにできることこそ重要ではないでしょうか。

とくにエッセンシャルワーカーの最低賃金凍結は、日本社会全体の脅威になりかねませんので見直しを要求します。"

フルタイム非正規労働者

"非正規労働者は時給の仕事が多い上、このコロナ禍で勤務時間数も減っています。

通常であればダブルワークで多少手取りを増やすこともできますが、現状、コロナの影響で、ダブルワークの対象となるイベントや飲食の仕事を探すことが非常に困難です。

私自身も、週末にダブルワークでイベントの仕事をしておりましたが、今年の3月以降、全くイベントの仕事がなくなってしまいました。ダブルワークができず収入は減りましたが、出て行くお金は変わりません。

子供の成長とともに、むしろ出て行くお金は増えました。

また、万一コロナに感染してしまった場合、正社員のような補償は何もありません。無給で長期間休まねばならず、契約を切られる可能性も多いにあります。そうならないためにも、無茶な働き方はできません。

現行の最低賃金では、フルタイムで働いてもダブルワーク無しで生活するのは非常に困難です。時給1,013円で8時間、いくらになりますか？20日間働いても162,080円です。そこから更に税金、保険料を引かれれば手元に残るのは110,000程です。

これで東京に住み、普通の生活ができますか？子供を育て、学校に通わせ、部活をさせてやり、受験をさせてやることができますか？健康で文化的な生活ができますか？最低限の生活さえ難しくありませんか？

正社員で働きたくとも、様々な事情で非正規労働者として働くざるを得ない人がいます。どんな人であっても、1日8時間、週5日真面目に働けば普通の生活ができるようにすべきではないでしょうか。

時給1,013円では、それは到底できません。最低賃金の据え置きに、断固反対いたします。

三十代 無職

青森県の最低賃金では働いて生活する事が厳しいです。車が無いと働きにもいけません。その上、事務はパートの求人が多くて老後の生活していく自信がありません。地元で生きていくには最低賃金をあげて自立出来るくらいのお給料を頂けないなら都会に行くしか無さそうです。もう限界です。

60代 無職

最低賃金を引き上げて、働く人たちの賃金全体を上げて下さい。そのための異議申し立てです。

40代 会社員

私は都内の会社員です。最低賃金引き上げの凍結をやめ、最低賃金の引き上げをお願いします。底上げしないと、コロナ禍で浮き彫りになった格差はさらにひろがると思います。

50代 無職

"非正規労働者の労働環境は悪化する一方です。
しかし、ブラック企業を辞め、非正規を選択する人も増えています。
必ずしも信頼出来る派遣元企業・派遣先企業ばかりとは言えない現状です。
せめて金銭的な安定を図りたいのです。
そのための最低賃金の引き上げ凍結の撤回を要求します。"

無職

社会状況は、企業への付度では乗り越えられない、世界的にも先進国最低の賃金状態を、法人減税等で企業は守られながら、労働力を社会の仕組みで低下させるだけでは、単なる奴隸制度となるだけです！

40代 介護福祉士

"コロナ禍だからこそ最低賃金を上げて生活消費を促すようにしておかないと経済活動そのものが停滞しかねません。
こんな状況でも働いて食べていかなければいけない労働者が大半です。
労働市場の末端から底上げする事が現状では効果的な経済への対処療法じゃないでしょうか。"

パート職員

"コロナ禍を賃上げ凍結の理由にするのは卑怯です。
エッセンシャルワーカーの大半は、非正規労働者です。

許せません。"

40代 団体職員

コロナ禍と言われる現状において、賃金を上げないことには労働者の負担が過大になります。経済格差がさらに拡大してしまい、結局経済も停滞する悪循環が起こる可能性が大です。

38歳 非正規労働者

"私は秋田県に住んでいます。

秋田県の最低賃金は790円。

一日8時間、週5日のフルタイムで働いても、月収は12万6400円。

これでどうやって実家から出、結婚し、子供を産めというのでしょうか？

本気で「地方創生」なんかする気がないのを分かった上で訴えます。

最低賃金全国一律1500円を求める。

50代会社員

非正規労働者と同じ職場で働いております。同じような仕事内容で彼らは低賃金で生活苦しいです。貧困に陥らせない為にも彼らの賃金を上げるべきです。先づは最低賃金の引き上げ凍結をやめてください。

40代 会社員

最低賃金引き上げの凍結に反対します。コロナ禍の今だからこそ、最低賃金を引き上げ、労働者の生活の保障をしてください。

非正規労働者

"凍結反対です。

なぜなら最低賃金では生活できないから。

30代 会社員

最低賃金引上げの凍結に断固反対です。トリクルダムは起きなかつた。ボトムアップしか道はありません。コロナ禍で困窮しているのは所得の低い世帯です。企業の内部留保や富裕層の財産ばかり増える政策をやめ、国内消費の伸びに繋がるボトムアップを真剣に検討して下さい。

60代無職

誰もが安心して働いて生きていかれる日本にするために、最低賃金を引き上げることが必

要だと思います。

非正規労働者

"コロナ禍からの経済復活を果たすためには、労働者が生きていくための賃金が必要です。先人の言葉を借りて、最低賃金の引き上げを求める。

「日本社会のしくみ」小熊英二著より

「1946年10月、電力産業の組合である電産協(日本電気産業労働組合)の委員は、生活を維持できる賃金を要求して、経営側にこう主張した。

「我々を乞食にして産業復興ができるか。我々は本当に国を愛する。愛する日本の國を再建させたいのだ。そのために我々は先ず食って再生産をしなければならぬ。如何にしたら、國ゆ助けることができるか。その原動力を養わなければならぬと言つておる。」

「俺たちが死んで日本の再建ができるか。あなたはそれをはっきり考えなければならぬ。あなたが本当に愛国心があるならば、それを対する正当な判断はできる筈なんだ。」

40代 保育士

私は都内で保育士として働いています。非正規労働者ですが、最低賃金の収入では生活が困難です。保育労働者は最低賃金を基準に時給が決められているところも多いです。命を預かる、また、人生の土台を作る時期を育成している責任の重い仕事にも関わらず軽んじられていることが報酬(賃金)からもみてとれることに納得できません。コロナ禍とはいえ、一生懸命働いている人たちが少しでも報われるよう、最低賃金を引き上げるべきです。そのため、今回の最低賃金引き上げ凍結には反対です。

30代 保険代理店

引き上げろ！引き上げろ！引き上げろ！

20代 契約社員

最低賃金引き上げ凍結反対

50代派遣 匿名

"派遣で仕事をしていますが、探すときに、天引きや交通費を考えた1日の手取りが1万以下だと家賃が払えないでの、その基準で探しています。時給が最低1500円はないと1万になりません。

仕事を続けるのに必要な町に、希望すればすぐ入れる低廉な家賃の公営住宅が整備されたりすれば、その最低賃金でもなんとかなるのかもしれません、現状では最低賃金は生活するのに必要な額に比べてあまりにも安いです。

社会を支える仕事なのに、いい仕事をしても常に決まった報酬しか入らない業種は、人の確

保が難しく、サービスの質量とも底上げが必要です。例えば保育士、介護職、支援職など、お金と時間をかけて国家資格をとっても給料が最低賃金レベルという仕事も少なくありません。

最低賃金を上げることは社会に必要な仕事を確保するために不可欠です。仕組み的に難しい、立場的に仕方ない、ではなく、これを読んだ方が、ご自分の職務に基づいた場所から何かひとつでも始めようと決意してくださることを願っています。

非常勤講師

新型コロナによって脆弱なそうや貧しい層に最も厳しいしわ寄せがきている時だからこそ例年以上の賃金引き上げ検討するべきなのに凍結なんていうのは開いた口がふさがらない是非凍結ということは考え直して最低賃金の引き上げをしてください

40代 会社員

私は都内のIT系の小さな会社で働いています。コロナ禍の影響でこれから大失業時代が来ると言われています。それ以前より、グローバル化などの影響で、もはや安定した職につくことが困難な時代です。これからさらに多くの労働者が貧困により、家庭を持つことも難しくなり、自分を守るのに精いっぱいになると思われます。少子化が進めば、國家が崩壊します。私達の世代（ロスジェネ）は非正規でもなんとかしがみついている人が多いと思いますが、老後を考えると不安になります。最低賃金引き上げの凍結は現実的ではありません。改めて議論することを求めます。

20代 大学生

私は大学生です。これまでの大学生活において、生活費を貯うためにアルバイトをしていました。しかし、コロナの影響でアルバイトが減り、生活費を稼ぐことが難しくなってしまいました。その上、最低賃金が凍結されたことで、苦しい生活に追い討ちをかけられたという気持ちです。苦しい生活を少しでも脱したいため、今回の最低賃金引き上げ凍結には反対です。

20代 サービス業

実家にお金がなく学校卒業後すぐに自立する必要がありました。その為やってみたい仕事を、月給の低さを理由に諦めました。しぶしぶ入社し正社員でフルで働いても生きていくのにやっとの賃金しか貰えず、人生に絶望しそうです。個人の努力ではどうにもなりません。若者に希望を持たせてください

団体職員

中長期的視点でみれば、こうした状況であるからこそ賃金の底上げによる購買力のアップ

が必要だと思います。最低賃金引き上げ凍結に反対します。

30代会社員 匿名

最低賃金引き上げ凍結反対

20代 栄養士

わたしは栄養士として都内で働いています。非正規雇用というわけでもなく、最低賃金で働いているというわけでもありません。しかし、このまま貧富の格差が広がり続けることや、貧困の問題が放置され続けることに対して、なんとかしなきゃと考えています。ですから、コロナ禍だからといって、この問題が議論されないことは間違っていると思います。すぐにでも、最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきだと考えます。

30代 主婦

"色々な物の値上げが続く中、どうして最低賃金も同じように上がらないのか?
豊かな生活が送れるだけの賃金をきちんと国民目線で決めてほしい"

40代会社員

"物価や税金が上がってるのに賃金は上がらずワーキングプア状態が続いています。
このままでは健康で文化的生活を送るのが困難です。最低賃金引き上げを要望します。"

非正規労働者

"非正規労働者も増加しており(私も非正規)、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解消に向かうべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。"

20代 非正規労働者

コロナ禍でも働かなければならぬ人が多くいる。補償も会社にだけ、個人にはされず、病気に罹った人、働く人、すべてが苦しんでいる。私の家族は父は70代だが、私が(コロナではないが)病気にかかり働かなければならなくなつた。私は働いて欲しくない。だが、家族を支えるためにお金を稼いでくれている。何の補償もない日本の政治、政策ではみんながコロナにかかり、淘汰されていくのを待っているかのように感じる。私たちはそんなものに犠牲を払いたくない。賃金を上げることは命を救うことだと思う。

30代 文筆業

"日本全国の最低賃金は、そもそも生活していくために十分な額に達していないのに、コロナウイルスを理由に引き上げを凍結してしまうのは、かえって生活困窮の中に置かれた人たちの暮らしを圧迫することになるのでは、と危惧しています。また、経済状況が悪くなるからといって最低賃金引き上げを凍結することは、結局これまで失敗続きの「トリクルダウン」的な発想を抜けきっていないようにも思います。生活が危機にさらされている人間が今ものすごい数いる、という認識を持ってほしいです。

30代女性（求職中）

岩手県在住です。岩手県は最低賃金が790円です。これでは生きていけません。シングルインカムで生計が成り立つよう、最低賃金は2千円程度にすべきです。希望の持てる社会で生きたいです。この状況で収入が大幅に減ったり、失業する人や、アルバイトがなくなり学費を払えない学生なども出ています。ベーシックインカムの導入も考えてほしい。とにかく賃上げをしないことには何も始まらないと思います。最低賃金がこんなに低いのは性差別のせいです。女性を差別するのはやめて、エッセンシャルワーカーの待遇もあげるべきです。

生保 引きこもり

私も働いてた時の被害者ですから権利はあるはずです。ただでさえ先人が先達者様と対等に話す事は負担が大きいのですが、その人権の格差を作ってるのは社長です。私は働いていた時は一人暮らしを諦めました。生活保護で一人暮らし出来る様になったのは皮肉だけど嬉しかったです。賃金の低さは未来も結婚も想い描けない程酷いんです。一日8時間も働けば派遣もパートもアルバイトも35万円前後の収入があってもいいはずです。こうゆう運動をしても完全にワーキングプアが無くなる訳ではないのでしょうか、少しでも賃金が上がり少しでもいい暮らし出来る様になってくれればと思います。社長が国家反逆テロ罪で捕まる世の中になって欲しい。はっきり言えば、本当のお荷物は無気力な先人ではなく日本を食い潰している先達者様です。上様、貴方です。

会社員

"コロナ禍という隠れ蓑を使い、企業の収益が下がったから最低賃金は上げないとという言い訳ですが、1億円以上の高額報酬を得ている人がこれだけいます。

報酬額1億円以上で開示された437人のうち、最高額は住友不動産の高島準司元会長の22億5,900万円。このうち、退職時報酬21億9,400万円は過年度に支給が留保された報酬総額から支払われた。2位はソフトバンクグループのマルセロ・クラウレ副社長COOの21億1,300万円。3位は武田薬品工業のクリストフウェバー社長の20億7,300万円。住友不動産の高島さんたった一人にこのような高額が払われ、生活の基幹を支える労働者は1000円程度の時給で献身をしている。相対的貧困と言われる労働者に社会を支えてもら

っているのです。

最低賃金は大幅に値上げをし、労働者の所得格差(地方格差、男女格差、外国人格差)を糾して日本全国津々浦々から賃上げによる消費拡大と景気後退の阻止をはかるべきです。

最低賃金1500円！！”

50代 団体職員 事務系職員

“職場の非常勤の方は最低賃金すれすれです。4週7休で1日実働7時間働いていますが、家が雨漏りがしているとのこと。今の賃金で修理は難しいようです。他にも家を修理しないと、冷暖房が効かないという話も聞きます。

職場が賃金を上げれば良いのですが、コロナで経営状態が良くなく、個々の職員から声を上げるのも難しいです。

この問題を解決するには、法的に最低賃金を上げるしかありません。毎日真面目に働いたら、せめて健康でいられるように家を維持できる賃金にしてください。”

20代非正規

指定管理者による運営のもとで公民館に非正規社員として働いています。5年勤続していますが、正社員になるには条件があり、いつまでも給料は20万以下の横ばいです。カツカツの生活は維持できますが、税金も高いせいで、将来が不安です。

全労連 事務局長

“東京！最低賃金審議会の再審を求めます。

今年の春闘では賃金が1.2%引き上げられました。多くの正規社員は引き上げがあった。しかし、最低賃金近傍で働く多くの非正規労働者は引き上げゼロ。格差拡大。こんな理不尽な話はありません。

コロナ禍だから引き上げみんなで我慢しようは通用しません。

△消費の落ち込みに拍車をかける事になります。

△中小企業の売り上げが落ちて雇用を守らなくなります。

△労働者の賃金を抑制して事業を守るのは、無策の告白でしかありません。

△税収の落ち込みにもなります。

△低賃金で働くエッセンシャルワーカーを失う事になります。

△日本の経済にとどめを刺す。最もやってはならない政策です。

△政府に中小企業支援策の緊急対策を求める事もできます。

△労働者に痛みを押し付ける最賃引き上げゼロはあまりに理不尽。

直ちに最賃凍結を撤回し、再審査するよう求めます。”

20代 非正規労働者

"非正規労働者も増加しており、低賃金労働者が増えています。低賃金が広がることで貧困が拡大しているように思います。子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親家庭の半分が相対的に貧困とされています。最低賃金を引き上げることで、少しでも貧困の解決に向かうべきです。全国一律で最低賃金を同じ値に上げて、地域差もなくすべきです。このまま貧困大国とならないよう、最低賃金を抜本的に引き上げていくのが良いのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結をやめ、改めて議論すべきです。

42歳 団体職員

"地方審議会の役割は一体何なのですか？東京の非正規労働者の時給は、その大半が最賃に貼りついでいます。そしてその多くは、女性や高齢者です。昇給や昇格は望めず、最賃改定だけが賃上げと生活改善の頼りです。

そうしたもと、最賃改定を見送ることは、時間給労働者の生活を顧みない行為であり、中央最賃目安委員会の天下の愚行を追認する劣悪さを持ちます。

委員会の委員は、少額ではあっても報酬をもらっているでしょう。だからということではありませんが、仕事をしてください。

今回の東京都の最賃審議会の結論は受け入れられません。速やかに撤回し、再審議を求めます。"

40代会社員

"エッセンシャルワーカーは最低賃金であることが多いです。コロナ禍でよりあらわになつたように、こうした仕事なくしては社会は回りません。

全国の自治体？の試算にあるように、自活していくには1500円以上必要です。

食う寝るすら厳しくて誰が働き生きていこうと思うのか？

現実を見てください。"

60代 年金 非正規

貧困が広がるこの国で、そこに歛寄せが行くような施策はやめるべき。最低賃金を引き上げましょう。

40代 会社員

"この間の十万元給付の後、一気に景況よくなりました。

低賃金の人々にもお金が回ったからです。低賃金の人々の収入の底上げこそ一番効果的な景気対策です。

そのためにも最低賃金は上げる必要があります。"

30代医療従事者

最賃引き上げ凍結早めてほしい。

20代 就活生

障害者福祉手帳3級を所持しており、今はスキルを身につけて就職するために勉強していますが、その間の生活費は親に頼らざるを得ませんし、就職できたとしても非正規や障害者雇用ではこれからも親に頼って生活しなければなりません。障害年金が貰えない病気で親以外に頼れる人はいません。親に頼らずとも生活できるように最低賃金を引き上げるべきです。

地域労組労働相談担当

コロナ禍でも懸命に働いているエッセンシャルウォーカーに報いることが、経済再生の道です。特に公契約条例がある自治体では、介護、福祉、保育労働者の賃金に最賃は直結します。独、英、韓も最賃アップを決めました。東京も上げるべきです。

20代 非正規労働者　匿名

正規、非正規問わず最低賃金が賃金決定相場において極めて重要な位置に置かれている。最低賃金の引き上げが働く人にとってとても大事になっている事は、この間のコロナ渦においても明らかである。なぜならコロナの影響での休業手当や失業手当において、最低賃金にべったり張り付いた賃金で働く労働者にとっては普段の賃金が低く、休業手当や失業手当の賃金の6割での支払いでは到底生活出来ない状態である。こうした休業手当や失業手当の問題とも絡む形で、最低賃金の大幅な引き上げは必要なことだと考える。今回の最低賃金引き上げの凍結は、多くの働く人たちを見捨てる事であり反対である。

30代 労働者

"全国各地の生計費調査でも、生活に必要な賃金は時給換算すると1500円台から1600円台となっています。コロナ禍だからこそ、労働者の生活を保障し、人間らしい暮らし、人間らしい働き方に転換することが求められています。

これは単に人道的であるというだけではなく、経済を回すためにも必要なことです。最低限の文化的な生活も遅れない労働者が溢れている中で、いったい誰が商品を買うのでしょうか。サービスを利用するのでしょうか。

このような時だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。今回の最低賃金引き上げの凍結には断固として反対します。改めて議論をし直すべきです。"

20代 会社員

正規労働者と非正規労働者の賃金格差はもとより、正規労働者であっても特に若年層の給与では生活が苦しいと感じている人は多いです。最低賃金の引き上げは絶対に必要です。

39歳 個人事業主

氷河期世代です。非正規労働者として数社働いた後、報われず個人事業主になりました。辛酸を舐めてきた世代として、経済的不安がこれ以上広がることを看過できないので意義を申し立てます。

30代会社員

"都内で働き、クラスには1,700円程度が必要だという労働組合の調査結果が発表されています。

なのに、1,013円に据え置くということは、あらゆることを提案我慢して暮らせということです。

非正規労働者が家計の主たる稼ぎ頭という例が少なくありません。不安定な働き方で尚且低賃金では、その日暮らしに終始し、将来の夢展望を持つことが出来ません。

いつ終わるかもわからぬコロナ禍で、社会を提案支えているのは労働者です。最低賃金の引き上げを社会の責任として行うべきです。

お金の余裕は心の余裕です。心の豊かさを奪う最低賃金凍結は撤回することを求めます。"

20代 学生

大学生は学費や生活費のためにアルバイトをしていることが多いです。アルバイトの時間を少しでも学業に費やせるように最低賃金の引き上げをしていくことが必要です。

30代 ライター

"【イギリスは新型コロナウイルス感染が拡大の渦中の2020年4月、全国の最低賃金を前年度より6.2%引き上げた。コロナ禍で経済が大きな打撃を受ける中、イギリス政府は「ウイルス対応の最前線で働く人たちの待遇が改善される」としている】NHKニュースより

なにより、コロナ禍で平常時以上に人の命がかかった大問題です。

〉 最低賃金アップ

どの業界、どの業種も大変になっています。だからこそすべてを底上げできる最低賃金引き上げの政策がどうしても必要です。"

60代 再雇用労働者

格差が拡大した状態でコロナ禍が起きました。最低賃金の引き上げは、最低限度の生活を保障するために必須であり、凍結すると、間違なく将来的な社会負担が増します。最低賃金引き上げ凍結には大反対です。

市民 匿名希望

非正規労働者です。本当は正規労働者になりたいのですが、諦めました。人々が安心して暮らせる社会を作るためには、最低賃金引き上げは不可欠だと思います。労働者の権利が、反時計回りでドンドン剥ぎ取られていく今の社会は、生きづらいです。よい循環を生み出すためにも、最低賃金引き上げを要望します。

非正規労働者 [REDACTED]

わたしは労働者として/生活者として/消費者として、最低賃金引き上げ凍結に反対します。

40代 会社員 リストラ対象経験者

私は数年前に一度リストラ対象になりましたが、欠員が出た別部署に異動することにより辞めませんでした。そのとき、手取りが現在の最低賃金ほどになって、自分のための勉強を含めたすべての余分な支出ができなくなり、暮らし全般が恐怖に支配されました。今の最低賃金を最低賃金にしておくことというのは、仕事の仕方も上手にならないし、産業の発展を妨げるので、本当にだめです。

20代 会社員 匿名

コロナ禍で働き方を見直したく思い、転職活動を行い幸い仕事が見つかりましたが求人を見ると数年前から給与水準が変わっていないように感じます。物価や消費税が上がっているにもかかわらず給与が変わらず生活は厳しくなる一方です。経済を活性化させ雇用を創出するためにも行政の強い働きかけによる給与の引き上げの検討をお願いします。

⑤50代 パート [REDACTED]

最低賃金で働いている主婦です。私の会社は何年働いていようと昇給はないと契約書に書いてあります。今年で4年目です。最低賃金が引き上げられることにより、時給は上がりましたが、正直、微妙な額です。[REDACTED]の給食センターで子供達に給食を作る仕事です。思いの外、とても重労働です。時給は￥1020の最低賃金ですが、￥1200でもおかしくないのではないかと個人的には思います。これから掛かる子供達2人分の学費と、私達夫婦の老後。それに加えてコロナ禍。今現在とても不安でなりません。私の収入も一時期、減少しました。子育て世代にとっても不安定な生活は、日本の将来、未来を担う子供達にとって良くないのではないでしょうか。最低賃金引き上げの凍結に反対です。私達のような家族が日本には多いと思います。

30代 医療機関勤務 [REDACTED]

医療機関に勤めています。非正規雇用の方を中心に、経済的な理由で体調が悪くても病院に行くことを我慢しているという話をこれまでに度々聞いてきました。現行の最低賃金 1013

円では生活するだけで精一杯で健康を守ることは難しいと感じています。新型コロナが流行する中だからこそ、健康を守る視点で最賃の引き上げが必要です。引き上げ凍結は撤回してください。よろしくお願いします。

30代 会社員

都内で正社員として勤務する会社員です。コロナ禍にて経済が厳しい状況下でセーフティネットである最低賃金を据え置くことは、生活困窮者の増加を助長し、更なる格差の拡大にしかなりません。据え置くことなく今年も最低賃金を引き上げてください。

30代 非正規労働者

一円でもいいからあげてほしい。コロナ禍で収入が減り生活が苦しいです

東京労働局長 土田浩史殿

東京地方最低賃金審議による8月5日の東京都最低賃金改正決定の意見についての異議

2020年

日本民主青年同盟

委員長

2020年8月5日東京地方最低賃金審議会から、東京都の最低賃金について、「現行どおり」という旨の意見が提出されました。青年の要求実現のために活動をしている青年団体として、この意見には異議があります。

資料として、集めてきた声を別添しました。青年の生活は、「食費を削る」「エアコンを我慢する」等非常に苦しいものです。長時間労働やタブルワークなどの問題も、根本は低すぎる最低賃金にあります。東京都の最低賃金を現行どおりで据え置く判断は、これらの苦しい実態を踏まえたものとはいえません。

また、新型コロナウイルスの感染拡大のなかで、正規雇用の機会が減少し、アルバイト等時間給での労働を余儀なくされる青年が増加する可能性もあります。青年の暮らしを支えるセーフティネットとしての役割の発揮が、最低賃金にはより一層求められるときです。最低賃金の据え置きはやめて、今こそ、大幅な引き上げをお願いいたします。

以上

2020年8月19日 「東京地方最低賃金審議による8月5日の東京都最低賃金改正決定の意見についての異議」資料

- ・最賃を上げないと、人口減少、格差拡大、国民の暮らしはすでに破綻しています！
- ・全ての人が最低限の生活ができる最低賃金であってほしい。現状で、最低限の生活が保障されているとは思えない。
- ・非正規で回っている職場で、多くの人はプライドを持って、より早く、ミスの無いように、大車輪で働いているので、賃金を大幅に上げてほしい。
- ・今、生活を送るためにかかるお金は昔より増えていると思います。土地も高い東京で今の最低賃金は安いです。
- ・がまんには限界がある。私もずっとパートでした。転職した時は特に辛かったです。親がいなかつたらやばかったです。(貯金が0になって…)(ヘルパー2級も国の制度がなかつたら安くとれませんでした)。
- ・今の最低賃金を守れているか守っていないかの問題もたくさんだけど、もともと低い制定額。おわってる。憲法どこいった。
- ・生活できない分の金くれ。
- ・残業をしないと成り立たない給与水準であることが問題であると思う。残業なしで生活できる給与体制を作るのが大切だと考えます。国税庁の統計による年齢別平均年収票を偶然見る機会がありましたが、自分の年収が約60万円も不足していることを知り、おどろきました。国税署の統計は大企業も含めているとは思いますが、国税庁の水準を目安にすべきだと思います。どの業種であっても。
- ・生活するだけでもいい。
- ・あげてほしい。
- ・最低賃金を将来2000円まで上げてください。お願ひいたします。
- ・最低賃金だけで食べていけず、別の仕事をしている人も多くいます。人間らしい豊かな生活をさせてください。
- ・東京は手取り20万ないと生活できない。
- ・もっと上げてください！社会保障や社会保険料、税金が高いので。
- ・手取りで20万はもらえるようになってほしい。
- ・ボトムアップは全ての労働者の労働改善につながる。
- ・1300円以上にしてほしい。
- ・物価上昇率を考えても1500円以上が妥当だと思います。
- ・都内では最賃1500円ぐらいじゃないと生活できないと思います。
- ・今の手取りは安すぎる。一人が文化的で健康的な必要最低限の生活を送る権利が憲法上で認められているが、この物価の高い今の日本では低すぎると僕は思う。
- ・物価の変動に合わせて、もっと柔軟に改定すべき。今の物価に今の最賃は合っていない！
- ・その人たちの子どもが、または本人が望めば高等教育まで受けられる「賃金」設定に。「暮らせる程度の賃金」どうしろというのか？！
- ・バイトであっても普通に働いて生活できないのはおかしい。

2020年 8月 19日

東京労働局長 土田 浩史 殿

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青協)
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2丁目2番地
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3172
(代表者名) 議長 千保 法

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見に対する異議 ＝コロナ禍で労働者をさらに苦しめる最低賃金の引き上げ凍結は撤回を＝

8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会において、改定される東京都の最低賃金額を「現行どおり」とする結論が東京労働局長に答申されました。最低賃金の引き上げを求めた労働者委員の主張を蔑ろにし、引き上げ凍結を求めた使用者委員の主張を全面的に受け入れたものです。私たち東京地評青年協は、コロナ禍で逼迫する青年労働者の生活を守る立場から、今回の答申に異議を申し立てます。

コロナ禍でも、イギリスは、今年4月から最賃(NLB)を6.2%引き上げました。アメリカでもカリフォルニアなどコロナ禍でも引き上げた州があります。中長期的な視野で上げれば経済効果があるという考え方からです。日本の首都・東京で最低賃金の引き上げを凍結することは、消費をさらに冷え込ませ、経済を停滞させるものに他なりません。

そもそも賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的に心配なく暮らしていけるだけの最低限度の生活を確保しなくてはなりません。時間額1013円のままでは、ワーキングプア状態を放置し、将来にわたる貧困の連鎖を解消できません。コロナ禍で低賃金のもと働き、休むことも許されない医療・介護従事者、保育士、スーパー・コンビニ店員、運送業、非正規公務員などのエッセンシャルワーカーをさらに苦しめるものです。とりわけ青年労働者は、約半数が非正規の不安定雇用で、正規で働く青年労働者も低賃金、長時間過密労働など厳しい生活を余儀なくされています。このような状況を鑑みれば、時給1500円は当たり前の要求です。

現在の東京の審議会は、こうした最低賃金水準で働く当事者の意見陳述をさせず、密室での非公開審議となつており、今回の答申が、コロナ禍での労働者の逼迫した状況や、最低賃金労働者の生活を真に考えて審議されたのか甚だ疑問です。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、日本国憲法第25条および13条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条の法の精神と趣旨を忠実に履行する職責を堅持し、再度「人たるに値する生活」を保障するよう強く施すことを、東京地評青年協として以下の通り異議申し立てます。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求めること。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月19日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西東京支
執行委員長 唐鎌 田
東京都西東京市保谷町6-8-1
電話 042-461-1045
Fax 042-464-3025

東京地方最低賃金審議会が8月5日に意見提出した「東京都最低賃金の改正決定」によれば、10月1日適用の新最賃は「現行どおり」との事です。これに対し当組合は、建設労働者を組織する労働組合として、異議を申し出るものであります。

今回、中央最低賃金審議会の目安に従つたのみの結論、かつ、決定過程において、専門部会「改正決定に関する報告書」を含めて、労働側の強い反対意見、抗議があつたにもかかわらず、また、労働側委員が審議会を退席したにもかかわらず採決するなど、十分な審議を行った上で決定されとものとはいえないものです。

そもそも「現行どおり」の時給1013円（2019年度）では、年間1800時間フルに働いても年収182万円を超える程度の収入にしかならず、健康で文化的な最低限度の生活をおくる賃金額とは言えない水準です。新型コロナ禍を理由に「現行どおり」とすることは、最低賃金法の目的を逸脱していることになります。

私たち建設労働者を組織する労働組合は、生活できる賃金、技能技術に見合った賃金を求め、他産業平均と比較してもまだ低い建設労働者の賃金水準の大幅引上げを求めて運動を進めています。

この間、国土交通省は、平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引上げ、建設労働者の賃金水準の改善によって入職者を確保し、建設産業の維持発展を図ってきました。毎年、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を建設業団体などに送り、「現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること」を要請しています。日本建設業連合会（日建連）などの業界団体もそれに呼応し、様々な政策を打ち出しています。

それにも関わらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、組合の調査では平均1万6千円程度、多くの職種で公共工事設計労務単価を1万円ほど下回っています。下請企業の建設労働者の賃金引上げは抑制され、技能技術力がありながら最低賃金水準の労働者がまだまだいます。

また、この間、増えている技能実習生、外国人建設就労者においては、日給換算にして8千円程度など最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されています。

建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するために、また、国民の貧困解消に向けて、最低賃金の大幅引き上げについて、以下の通り求めます。

記

- 1 東京地方最低賃金審議会に対し、審議のやり直しを求めること。
- 2 私たちは、「東京で今すぐに 1500 円」を求めていいます。審議会に対し、東京で 2020 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、現行から引き上げとする審議・答申をするよう求めること。
- 3 全国一律最低賃金制度の必要性を審議するよう求めること。
- 4 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年 8月19日

東京労働局長
土田 浩史 殿

団体名：公立大学法人首都大学東京労働
代表者：中央執行委員長 増田 [REDACTED]
住所：〒192-0397
東京都八王子市南大沢1-1
東京都公立大学法人都立大学
本部棟3F-333

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

第416回東京地方最低賃金審議会において、東京の最低賃金を「現行どおり」とする専門部会報告が都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

本来賃金は、1日8時間、週40時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの最低賃金の確保が絶対的条件である。答申された「現行どおり」の時給1013円では格差と貧困を改善できず、生活保護費以下のセーフティーネットにもなっていない。現在の最低賃金は、日本国憲法ならびに労働基準法が定める「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」となっていません。

さらに、今年は未曾有の新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、雇い止め、大幅な賃金引下げで、労働者の暮らしはますます苦しくなっています。

大学生や大学院生の多くはアルバイトをし、卒業後も奨学金という多額の借金をかかえ、その生活は年々厳しさを増していますが、今年はそのアルバイトもままならない状況に追い込まれています。

私たちは大学に働く教職員の労働組合として、こうした若者と身近に接しており、自らの賃金とともに最低賃金は観過できない切実な問題です。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、ここに異議を申立てます。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 「東京で早期に1500円を求める」の私たちの要求は同時に圧倒的多数の労働者が求める社会的賃金要求である。
再度審議し、東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議・答申をするよう求めること。
3. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2020年8月19日

東京労働局長

土田 浩史 殿

新宿区労働組合総連合

議長 伊藤 之知

東京地方最低賃金審議会「現行どおり」決定の意見に対する異議

2020年8月5日、第416回東京地方最低賃金審議会において、東京の最低賃金を「現行どおり」とする専門部会報告が都留康部会長名で報告され、審議委員の採択により決定され東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

私たち新宿区労連は、新型コロナウイルス感染被害が全国に広がる中、感染拡大のエピセンター（震源地）と指摘される地域にあって、労働者・国民の生命とくらしと雇用を守るために、いまこそ最低賃金1500円の実現が必要であると確信しています。

新宿区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅を中心とした一大商業地であり、歌舞伎町等の繁華街に働く区民も多く、同時に多文化共生地域として外国人の居住者も多く暮らしています。また、国立国際医療センターや大学病院など、医療機関も集中し、そこで働く労働者も多く生活する地域という特徴もあります。また、高所得層のタワーマンションが増える一方で、高齢者の一人暮らしの割合が高い地域でもあります。

3月以来、コロナ被害が拡大すると補償が不十分なままの経済活動自粛要請により、閉店や廃業に追い込まれる中小零細業者が増え、それとともに解雇・雇止め、賃金不払い等、雇用状況の急速な悪化の中で、新宿区労連・新宿一般労働組合に寄せられる労働相談も激増しました。

4月から6月までコロナに関連した20件の相談内容（複数重複）の内訳は「解雇・雇止め」が15件、「賃金不払い・減額」が8件、「休業補償」が7件、「契約期間や労働条件変更」4件、「パワハラ」4件、「安全衛生」2件でした。

4月から5月は派遣、日々雇用、委託、パート・アルバイト等、非正規雇用労働者の雇止め問題が多く寄せられ、6月以降は経営困難理由のリストラ（A旅行会社 8月末までに社員半減計画）案件が多くなりました。

こうした労働相談で痛切に感じていることが、生活できる水準への最低賃金

引き上げの必要性です。

相談に来る非正規労働者の多くは、最低賃金に抵触する低賃金労働者です。もともとその賃金では生活できないために長時間残業やダブルワークで補っているので、たとえ雇用が守られ休業手当が支給されたとしても、最低賃金水準の6割に引き下げられた補償しか得られない中で、国が合法的に労働者の生活を破綻させている実態があります。コロナ感染拡大のなか「新しい生活様式」が求められる時代であるからこそ、「8時間働けば普通に生活できる」最低賃金の水準がいま、必要不可欠になっています。

私たちは2012年から春闘時期に最低賃金引上げを求めるアピールデモを開始し、2015年からは「最低賃金1500円」の要求を掲げて現在まで毎月、新宿駅前をパレードしています。これまで継続してきた理由は、毎回沿道の労働者や商店の従業員から大きな声援を受けてきています。

東京の最低賃金は1013円です。フルタイム働いても、月収15万円、年収182万円で、とても自立した生活はできません。

昨年、私たちが取り組んだ最低生計費試算調査では、25歳の青年が一人で新宿に住み、人間らしい生活をするには、男性で月額26万5,786円、時間額1,772円、女性は月額26万2,506円、時間額1,750円が必要という結果になりました。

「最賃1500円」の要求は決して贅沢な生活を求める要求ではありません。

新型コロナウイルス感染拡大防止の休業要請等における雇用を守るための雇用調整助成金については、当初、日額上限が8330円（時給換算1041円）とされていましたが、「全く足りない！」という国民の批判から、政府は第2次補正予算で1万5千円（同1875円）に引き上げました。全国どこでも時給千円では生活できないことを政府は認めています。

中小企業経営者が懸念する「支払能力」については、諸外国が行う中小企業減税、人件費支援、社会保険料の事業主負担軽減策などを通じて経営を支援するべきです。イギリスでは最低賃金を6月から6.2%引き上げ、アメリカはフロリダ州など4州で15ドル（1600円）に引き上げています。個人消費の拡大に直結する最低賃金引上げこそ、コロナ感染拡大による経済被害を克服する経済好循環を実現する道です。

東京でも今すぐ「人たるに値する生活ができる水準」の最低賃金1500円以上に引き上げるよう、審議・答申をするよう強く求め、異議を申し立てます。

以上

東京労働局

局長 土田 浩史殿

三多摩国際

篇義

全国一律最低賃金制度と東京での時給1500円早期実現を求めて —東京地方最低賃金据え置きに対する異議申し立て書—

東京地方最低賃金審議会は8月5日の本審で20年10月から発効する最低賃金について、「引上げゼロ」「現行水準の維持が妥当」との答申を示しました。しかも、この審議会は労働委員側の強い反対があったにもかかわらず、十分な審議がされない中で採決が強行されました。

三多摩春闌共闘会議は、こうした民主主義を冒涜するような採決に対し断固抗議するとともに、東京地方最低賃金審議会の審議のやり直しを求めるものです。

政府は、雇用を守るために企業の厳しい状況を考慮するとして最低賃金引き上げの凍結を容認していますがそもそも、政府の新型コロナウイルス感染の対応が経営に対する補償の不十分さと先行きが見えない状況を生み出し、結果的に雇用の悪化を招いていることは誰の目で見ても明らかです。そのことに言及しないで最低賃金引き上げを凍結することは労働者の生活安定を脅かすものです。

中小企業の経営が悪化したのはコロナウイルス感染の影響だけでなく、むしろ消費税10%増税による負担増と中小企業に対して手厚い保護を行ってこなかった政府の政策そのものにこそ原因があります。

また、「人手不足を招いたのは最低賃金引き上げだ」とする意見がありますが、人手不足を招いたのは、賃金を含む労働条件切り下げによる労働環境の悪化にその原因があります。

本来最低賃金は、最低賃金法第一条が示すように賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。この目的からしてもコロナウイルス感染症に伴う国民生活破壊の現状を踏まえるならば、これに見合う労働者の雇用・生活補償を確保するために全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることこそ必要な時だと考えます。

東京春闌共闘会議の調査によれば多摩地域で働く市町村自治体の臨時職員、非常勤職員など非正規労働者の時給は最低賃金すれすれです。これでは夫婦共働きでさえも子育てをすることも困難であり、貯蓄にまわす経済的な余裕さえもなく、将来の生活設計も不安となるのは当然のことです。こうした中で三多摩春闌共闘会議は、三多摩の各自治体での国と都に生計費原則に基づく最低賃金決定を求める意見書の採択を求める行動に取り組み、昨年は三鷹市、武蔵野市で意見書が採択され、今年は国立市議会で採択されています。

最低賃金の決定にあたっては、「公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要であり、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである」とされてきました。労働者委員代表の反対にも関わらず、「引上げ凍結」を決めるやりかたは、真摯な議論により十分な審議を尽くしたことにはならないものです。

三多摩春闌共闘会議は、こうしたルールなきやり方で強行された審議会の横暴に対して強く抗議し、審議会及び専門部会の審議のやり直しを強く求めるものです。

その上に立って、三多摩春闌共闘会議は、東京地方最低賃金審議会が労働者全体の生活実態を直視し、自治体の意見書も踏まえ、十分吟味して引き上げ金額を決めるよう強く求めるものです。

最低賃金審議会が政府の諮問及び経営者の支払の能力を優先し、昨年も労使合意に至らず、労働者の最低生計費とほど遠い低い額の最低賃金が決定されたことは周知の事実であり、企業の懐具合で最低賃金を決めている国は日本だけです。

しかも、地方最賃を決める最低賃金審議会の専門部会は非公開とされ、そこでどんな話し合いが行われているのか、どうゆう流れで引き上げ額が決定されたのかも不透明となっています。

最低賃金審議会は、原則公開という運営規程に沿った運営がなされるべきもので、非公開にして事実上密室審議というやりかたは、改めるよう求めらるものです。また、労働者の生活の安定を図るために最低賃金法の目的に沿った改定をするため専門部会での労働者代表による意見陳述を行えるよう求めます。

未だ最低賃金以下で働くされている労働者が数万人に及ぶ状態を解消させるためにも、中小企業支援策の抜本的な拡充は必要不可欠です。

中小企業経営の足枷となっている消費税の5%以下への引き下げ、インボイス制度実施の撤回、コロナウィルス感染の影響に伴う中小企業の減収分に対する給付金の支給を含む直接的な支援を国に要望するよう求めるものです。

2020年8月20日

東京労働局長

土田 浩史 殿

全国印刷出版労働組合東京地方連合会

委員長 砂川兼作

〒113-0033

文京区本郷 2-36-2 T.M 畑中ビル 302

TEL:03-3818-5126 / FAX: 03-3818-5127

東京地方最低賃金審議会の改正決定の意見に対する異議

貴審議会の活動に対し心より敬意を表します。

現在、東京地方最低賃金の時給 1013 円では年間 1800 時間フルに働いても年収 182 万円強程度の低い金額です。これでは、年収 200 万円の貧困ラインにすら達していません。東京都においては、一刻も早く時給 1500 円が必要だと、多くの都民が声をあげています。それなのに、第 416 回東京地方最低賃金審議会において、東京の最低賃金を「現行どおり」とする専門部会報告が都留康部会長名で報告され、審議委員の採決により決定され東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

厚生労働省の中央最低賃金審議会の伝達が行われて以降、東京地方最低賃金審議会専門部会では、労使の意見の隔たりが大きく、5 回の調査審議を重ねておられましたが、「現行通りとする結論に達した」との報告が行われました。東京地方審議会では採択を行う際、労働側専門委員の代表より、会長名で出された「改正決定に関する報告書」に対し抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員 3 人が委員会を退席して不同意の意思を示した異例の状況下で答申案を採択し、東京労働局長に答申を手渡しました。これは「現行通り」を強行採択したと受け止めます。

7 月 22 日の厚生労働省の第 57 回中央最低賃金審議会では、来年度の審議においては、「引き上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえて、議論を行うことが適当と考える」を付記しています。これは最低賃金の引き上げが社会的に求められていることを公言していることです。それなのに、なぜ今年は「現行通り」なのか理解ができません。コロナ禍の今年だからこそ、労

労働者・国民の生活不安と切実な声に答えること、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、直面する日本経済の立て直しに極めて重要で、最低賃金の大幅な引き上げが求められているのです。

安倍政権の施策は、一部の大企業と資産家に利益(富)が集中する構図となっており内部留保はさらに116兆円も増え449兆円に達しています。一方、労働者には貧困と格差が押し付けられ、低所得層が増加し続けています。英国ではコロナ禍においても、2020年4月から最低賃金をこれまで最高の6.2%引き上げていますし、ドイツなど諸外国も引き上げを行なっています。

全印総連東京地連も参加した東京春闘共闘会議の、「最低生計費調査(2019年9月)」では3400超える集約を行い、12月18日の記者会見で「東京で単身の若者が生活するには、1600円を超えて1700円に達する(月150労働時間)」と明らかにしました。全国の「最低生計費調査」でも、1500円は必要という結果が出ており早期に全国一律最低賃金を1500円にする必要があります。

新型コロナ災禍のなかで、現在の最低賃金では生活できないことが浮き彫りになっています。「休業手当は6割のはずだが、行政の算定では4割にも満たない」。これでは生活できないと厚労省も6月12日、雇用調整助成金の助成額の上限額を15,000円(時間額1,875円)に引き上げざるをえませんでした。

全印総連が毎年実施している家計調査2019年度版においても、正社員でさえ「ギリギリでショック」「税金・社会保障の負担が大きい」「貯蓄する余裕が無く、老後が心配」「節約していても冠婚葬祭費用などが心配」と言う声が多いのが実態です。

非正規で働く仲間の声は、もっと切実です。雇用の非正規化と低賃金・低所得層の増大により、最低賃金=「家計補助型」という従来の「社会標準」は当てはまらなくなっています。家計の主たる担い手として、労働者本人が暮らせる最低賃金を「社会標準」にしていくしか手立てがありません。「最低賃金1500円」の要求は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に照らせば、当然保障されなければなりません。

今年度はコロナ禍の中で、時短勤務や交代制勤務、自宅待機など健康で働き続けるための施策を労使で協議して実施しています。その結果、政府の施策の助成金などの活用もあり労働組合のある職場では基本給は確保されました。しかし、命と健康を最優先した結果として残業が無くなり残業代がなく基本給だけの収入になります。コロナ禍の影響で一時金も低額になり、月々の収入はほぼ基本給になり、特に若年層では生活が急に厳しくなったという声が多く聞かれるようになりました。若年層の賃金は手当を除いた基本給は「最低賃金並み」です。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず、審議の公開も不十分で最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声が審議にいかされず、

審議の具体的な内容も不明であり、公正・公平な審議で最低賃金が決定されているとは思えません。

本来、労働時間は1日8時間、週40時間で経済的な心配なく暮らしていくだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」は「全国一律の最低賃金、東京で早期に1500円の実現」を求める私たちの要求は多くの国民・都民のささやかな願いです。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てます。

記

1. 「現行通り」の報告に対し、労働側専門委員の代表より、抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し専門委員3人が委員会を退席して不同意の意思を示した異例の状況下での採決は「強行採択」であり認められない。東京で2020年10月発効の最低賃金について労働側委員の意見を無視した答申をあらため、審議差戻し・徹底審議したうえで答申をするよう求めること。
2. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1500円以上となる大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
3. 審議のなかで委員が述べる「最賃をあげたら倒産する企業ができる」の根拠を示して頂きたい。具体的にはこの10年間で最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数を明らかにされたい。
4. 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長様

東村山地区労働組合 協議会

共同議長 斎藤

共同議長 長田

共同議長 飛田

連絡先

2020年 東京最賃審議会への異議申出書

8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会において、「2020年10月1日からの東京都の最低賃金は、『現行通り』とすると意見をまとめた。」と、聞きました。

もし、これが事実とするなら、どんな資料で検討し、東京で働く人たちの労働実態や生活実態がどの様に論議されたのか疑問を持ちました。

是非、審議をやり直してください。

最低賃金は『現行通り』とすると意見について異議を申立てます。

東村山市役所など公共職場では、正規職員がどんどん少くなり、現在では非正規雇用の労働者が4割から5割になってきました。そして、労働単価は東京都内最賃額1,013円をわずかに上回る1,050円で、生活実態生計費から大きくかけ離れています。少なくとも1,500円以上を要求します。

さらに、正規職員を削減するために、公共業務の民間委託化や指定管理者化を着々と進めています。これら民間委託先や指定管理者に雇用される労働者のほとんどは非正規労働者であり、最低賃金は時給1,013円ぎりぎりです。

公共事業の受注も1次請負いから2次、3次、4次…請負いとなり積算労働単価の1/3から1/4以下となっています。

この3月からはコロナ禍の中で雇用もままならず、賃金も最賃以下となる状況です。

是非、審議をやり直し、東京の最賃を上げて下さい。

以上。

